

根城跡史跡指定80年記念シンポジウム

根城・再考Ⅱ

～戦国大名と国衆の城～

資 料 集



令和3年11月28日（日）

会場：八戸市総合福祉会館

主催：八戸市博物館

【プログラム】

12：50	開 会	
12：55	主旨説明	
13：00	基調講演	「戦国大名と国衆」 歴史学者・放送大学非常勤講師 平山 優 氏
14：30～14：40	休 憩	
14：40	研究報告Ⅰ	「戦国大名三戸南部氏と一族」 熊谷 隆次 氏
15：20	研究報告Ⅱ	「津軽で発掘された南部氏一族の城館」 青森県埋蔵文化財調査センター 齋藤 正 氏
16：00～16：10	休 憩	
16：10～17：20	パネルディスカッション	コーディネーター (公財)福島県文化振興財団 飯村 均 氏
17：25	閉 会	

【目 次】

戦国大名と国衆	平山 優 氏・・・・・・・・・・・・・・・・	3
戦国大名三戸南部氏と一族	熊谷 隆次氏・・・・・・・・・・・・・・・・	13
津軽で発掘された南部氏一族の城館	齋藤 正 氏・・・・・・・・・・・・・・・・	31



戦国大名と国衆

歴史家 平山 優

はじめに

- ・戦国期の領域権力と権力構造を分析にするにあたって、戦国大名領国下の領主層をどのように読み解くか、をめぐり1980年代から議論が活発化。
 - 従来の、戦国大名と国人、土豪という単純な関係性では理解しえなくなった。
- ・いっぽうで、戦国大名概念の曖昧さや、戦国期の国人の存在形態をめぐり論争化（矢田俊文・川岡勉ら）
 - 戦国領主論の提起（第一次裁判権、第一次立法権、夫役收取権、過書発給権等の法的権限を保持）
 - 従来の戦国大名は、戦国領主と同等の領主に過ぎない。
 - 彼らが戦国領主の上位に立ち得たのは、守護権に依拠していた。
 - 彼らは、支配領域の戦国領主に対し、第二次裁判権、第二次立法権、寺社興業権、軍事指揮権を行使するにとどまり、戦国領主の領域に干渉することはできなかった。
 - 守護権を通じて、戦国領主の上位に立つ権力は「戦国期守護」というべき。
- ・戦国期の領主の存在形態を、より精緻に分類する研究の登場（市村高男）
 - 北関東の鎌倉期以来の伝統的旧族領主（結城・佐竹・宇都宮氏ら）を「地域領主」
 - 北条氏らの大大名を「地域的統一権力」
- ・戦国期の領主のうち、一円領の形成と自立した領主制の形成（峰岸純夫）
 - これを「地域的領主制」と規定
 - 戦国大名は、これらの自立性を容認し、領国へと包摂した
- ・これらの論争や議論を踏まえ、黒田基樹が戦国期固有の領主としての「国衆」概念を提起
 - 1980年代までの戦国大名と「地域的領主制」「戦国領主」論の最大の問題点は、戦国大名は領国全域の直轄化を指向していたという前提そのものが間違っていること
 - 近世大名の藩領を、大名権力の理想型とすること自体が誤り
 - 室町期とは明確に相違する、戦国期固有の大名と領主との関係性の把握こそ重要

1、戦国期の国衆と戦国大名

（1）国衆とは何か

○黒田基樹の定義

- 1、国衆とは、室町期の国人領主制が変質し、自分の居城を中心に地域的支配権を確立した領域権力として成長を遂げたものであり、その領主制の形態は戦国期固有のものである。

- 2、国衆が戦国期固有の地域的領主制であることの指標として、一円領として地域的・排他的な支配領域を確立していることである。それは郡規模であることが多く、「領」と呼ばれるが、同時に「国」として捉えられていた。
- 3、国衆の支配領域は独立しており、平時においては基本的に大名の介入を受けない。
- 4、国衆は独自に「家中」を編成し、「領」の支配においては、独自に文書発給などを実施するなど行政機構を整え、年貢・公事収取や家臣編成などを実施していた。そのため、国衆の領域支配構造は、戦国大名の領国支配構造とほとんど変わるところがない。
- 5、国衆は、大名と起請文を交換し、証人（人質）を提出することで従属関係を取り結ぶが、独立性は維持されたままである。
- 6、戦国大名は、国衆に従属させ、その支配領域たる「領」の安堵と存続を認める代わりに、奉公（軍役、国役等の負担）を行わせる。
- 7、しかし、戦国大名と国衆との関係は、双務的關係であり、大名は国衆の存続のために、援軍派遣など軍事的安全保障を実現する義務を負う。もし大名が援軍派遣を怠ったり、保護を十分になしえない状況に至った場合、国衆は奉公する大名が安全保障を担えないと判断し、大名との関係を破棄（離叛）して、他の戦国大名に従属することを躊躇しない。
- 8、戦国大名は、国衆を統制するために、重臣を「取次」とし、それを通じて様々な命令を国衆側に伝達した。いっぽう国衆も、大名への要望を「取次」を通じて上申した。なお、国衆と「取次」は、戦時においては同陣（相備）として一体化し、国衆は「取次」を担当する大名重臣の軍事指揮に従うことになっていた。

○大石泰史の定義

- a、大名クラスの許で、その領域を有する氏族
- b、大規模な郡規模の領域を有する氏族
- c、地方の支配者で「殿」と呼ばれて、大名クラスの「王国」と間違われるほどの「国＝郡」を領土・領域として有する＝自立的な氏族
- d、「国王」である守護クラスの人物と誤認されるほどの権力を有する、身分の高い家臣や諸城主、地方の支配者＝自律的・自立的な氏族
- e、大名領国下で、大名に対して謀叛を起こしやすい氏族

○ヴァリニャーノ『日本巡察記』

- ①「（実力で位階と領土の実権を獲得した――平山註）それらの者の中で、最高の者は^{ヤカタ}屋形と称せられる。彼らは諸国の完全な領主であり、日本の法律と習慣に従い全支配権と命令権を有するから、国王であり、その名称に相応している。この下に^{クニシュ}国衆と称される人々が居り、我等の公・侯・伯爵に該当する。すなわち各王国は国と称せられる八、十、十二ぐらいの部分に分かれており、彼らはその領主であるから国衆と称されるのである。

これらの人々のうち、ある者は強大であり、ある者は（弱）小である。ただ一国を有する者もあり、二国、あるいは三国を有する者もあって、内裏から受ける栄誉の種類と、所有する土地の面積によって差異が生じるからである」（第一章）

②「これらの国の各々の中に、その格式に応じて、国衆の家臣である多くの小領主が居り、彼等は、一、二、あるいはそれ以上の城砦や村落を有する。彼等はまさしく我等の間における男爵に相当し、彼等とその主要な家臣はその地方の郷土である」（第一章）

③「屋形は五十万石——日本人は収入をこのように数える——の米収入を有している」「同様に 国衆もその所有する三万石か四万石を、城塞の主である十二名、十五名、あるいは二十名の殿に分配し、この殿はそれぞれ、千石か二千石前後の領主となる」（第二十八章）

○イエズス会宣教師日本通信（1588年2月20日付・ルイス・フロイスよりイエズス会総長宛書簡）

④「（戦国乱世は——平山註）様々な領主が興り、屋形という我らの間では国王に相当する称号をとっている。彼ら同志の間で戦いを続け、天下人（五畿内の支配者〈「日本の君主」〉のこと——平山註）とも戦う。そこから日本の戦いや騒乱が引き続いて発生している」

⑤「またこれら屋形衆は、自国の中に様々な国衆と呼ばれる殿を持っているため、容易に互いに騒ぎを起こし謀反し易い。日本ほど、大きく一転、二転する所を知らない。というのも、毎回大きな変転があり、今日一国の主人だった者が、数日経つとすべてを失い、また、短期間に大領主になるのである」

●史料用語としての「国衆」

⑥（天正3年）8月10日付武田家朱印状（保科正俊宛）

一大島在城之事者、玄徳斎 并栗伊・小六□□たるへし、其外秋伯同心之国衆、足輕衆者小六・保弾下知、昼夜番勤仕之事

付、堅固之備、各無表裏可申合、又人数為不足者、可有加勢之事

⑦（永禄7年）3月13日上杉謙信書状（吉江忠景・本庄実乃宛）

「れいしき国衆油断之様候つる間、越後之者共直ニ召連、惣躰白井安内者にて、去一日ハとり入候」

「国衆の事ハ佐（佐竹義重）・宮（宇都宮広綱）を始、弓矢かいなくわたられ候間、越後衆計ニいくさハかないかたく候」

⑧天正10年7月18日、黒澤繁信書状

「くに衆真田・高坂・潮田其外信州衆十三頭者、十三日出仕候」

⑨天正11年4月22日、上杉景勝書状

「今度小笠原至于麻績地相動候処、国衆并其地之人数吾分召連」

●先方衆とは何か

- ・すべての従属武士は、「先方衆」である
 - 特定の武家だけを「先方衆」と呼んでいる
 - 従属した武家のうち、有力者だけを指す（大名領国における「家格」「身分」を表すのではないか）

（２）戦国大名概念について

○丸島和洋氏の定義

- ①室町幕府・朝廷・鎌倉府・旧守護家をはじめとする伝統的上位権力を「名目的に」奉戴・尊重する以外は、他の権力に従属しない。
- ②政治・外交・軍事行動を独自の判断で行う（伝統的上位権力の命令を考慮することはあっても、それに左右されない）。
- ③自己の個別領主権を超えた地域を一円支配した「領域権力」を形成する。これは、周辺諸領主を新たに「家中」と呼ばれる家臣団組織に組み込むことを意味する。
- ④支配領域は、おおむね一国以上を想定するが、数郡レベルの場合もある。陸奥や近江のように、一国支配を定義要件とすることが適当でない地域が存在することによる。

2、室町期国人領主の成立と展開

（１）国人と国人領主制

○国人の定義（永原慶二による）

- ①鎌倉期以来の地頭領主層が、在地における卓越した地位を固めた武士
- ②畿内近国では、荘園の荘官・強剛名主層が南北朝内乱を契機に、領主制の形成に乗り出した武士
- ③南北朝から室町期を通じて、①が②を家臣団に組み込むなど封建的な主従関係が形成され、これが①による支配の規模拡大として実現した

○国人と土豪の峻別（永原批判→黒川直則、峰岸純夫による）

永原定義①に該当する「国人」は、直営地などの直接経営から遊離し、また庄郷など村落共同体の規制を受けぬことが特徴→庄郷を統属する公的領域権力として地域社会を支配する存在である→国人の指標

永原定義②は、荘園領主支配の末端を担う荘官・名主層（中間層）→年貢・公事を納入する責任を負うがゆえに、農民層とも対立する側面を持つ。他方で、村落共同体の規制を強くうけ、村の利害をも代表し、土一揆の中核を担う。

→国人ではなく、土豪（地侍）とすべき

○国人とは何か（同時代史料から定義しなおす）

A：石田晴男の研究

- 1、国人は、守護被官とは明確に峻別されており、守護被官ではない
- 2、国人は、幕府御家人である
- 3、そのため、室町将軍と対面する際に、国人は座敷、守護被官は庭上、というように厳然たる身分差があったこと
- 4、そうであるがゆえに、幕府・守護の「国」支配や「郡」支配に関与し、その安定に寄与することを期待されていた有力武家

B：伊藤俊一の研究

- 1、国人とは、幕府一守護体制において、守護を通じて賦課される守護役（「公事」「公方公事」「公方役」「一国平均之儀」）たる軍役、寺社造宮役などを負担する身分（責任者）
- 2、国人とは、国の侍身分で、守護役を負担する守護被官、武家領主、寺社本所一円領の「荘官」「代官」「沙汰人」→区別なく「国人」と認定

（2）国人領主の「家中」

○国人領主の「家中」構成……①親類、②内者、③中間、④牢人

①親類（a 一家一属（一族）、b 家子）

a、主人から「別分」と呼ばれる所領を分与された庶家

b、主人から扶持を受けている庶家

②内者……家中の中核を担う武士、家の子、被官、郎党、殿原などとも呼ばれる

③中間……武家奉公人。名字なし、戦陣では武具を持ったり、様々な雑事に従事

④牢人……雇用された傭兵

○「一族・被官中」「親類・被官中」（傍輩中）……「一味同心」によって結合した一揆 →「一族・被官中」（傍輩中）での私戦禁止、平和解決

→当主を支え、いっぽうで恣意的な行動などを掣肘する集団として機能

○室町・戦国期を通じて、国人は「家中」の構成員の自立、反乱傾向に苦しむ

→上位権力に連なり、従属していく契機

→彼らを押さえ、当主の地位安定こそは、国人家の課題

○室町期国人領主の特徴……複数の主人に仕えるのが常態→戦国期の国衆ではありえない ・所領構成よりみた国人と主人

◎知行……室町将軍、守護

①本領（惣領職、地頭職で構成される、鎌倉期以来の伝統を持つ先祖伝来の所領）、

②庶子知行地（軍役以下の奉公を条件に知行を承認したもの、惣領が不奉公などを理由に取り上げることが法的には可能、それが実現できるかは力関係による）

③給地（恩地、幕府や守護より充行われた所領）

◎請地……荘園領主

- ・代官職、領家職、預所職など→荘園領主から一定の年貢・公事納入を請け負い、
得点を認められた荘園所職

◎買得地……私的売買により集積した土地

3、国人領主から国衆へ

(1) 国人領主の動揺と再編

- ・戦乱勃発による、国人間の抗争と軍事危機の激化

→常に滅亡の危機にさらされる。室町末期から戦国初期動乱で滅亡、衰退した国人と、
成長した国人に次第に分化していく

→国人らは近隣の荘園や他者の知行地、請負地の横領を重ね、下地支配を確立してい
く。いっぽう、彼らもまた遠隔地所領を放棄せざるをえなくなり、それは自ずと新た
な国人領主による一円領の形成を促すこととなる。

(2) 国人から国衆への成長……信濃国小県郡海野氏と海野領の事例

○国人海野氏から国衆海野氏へ……一円領としての「領」の形成

- ・海野庄（海野12ヶ郷）が基盤
- ・上田庄への進出……応仁元年（1466）ごろ、海野氏、神川を越える
- ・常田庄への進出……文明年間ごろ
- ・海野領は、海野庄・上田庄・常田庄の荘域をまったく無視する形で形成される
 - 常田庄の一部に、庶子常田氏を配置
 - 上田庄に、家臣小宮山氏を支配のために配置（砥石城の前身）
- ・芳比郷をも編入
 - 芳比郷の一部に、庶子真田氏・矢沢氏を配置
- ・埴科郡葛尾城主村上氏との抗争（応仁元年の「海野大乱」）
- ・いっぽうで、遠隔地所領（筑摩郡会田御厨、小県郡青木郷など）の放棄
 - 会田御厨を支配した庶子会田海野氏が自立、国衆化へ

4、東北（南奥羽）の戦国大名と領主

(1) 「郡主」とその存在形態

- ・「郡主」の定義……鎌倉・室町期以来の領主。本領を中核に、半郡から数郡規模の領域
を支配。政治・軍事的に独立している領主（小林清治・遠藤ゆり子・佐藤貴浩）。

→領域の広狭、勢力の大小は、時代によって大きく変動することが多い。

→大崎氏（奥州探題）、留守氏（奥州留守所）、葛西氏（奥州総奉行）、相馬氏（陸奥
東海道検断職）などは家格が高い。

→伊達・葦名・白川・田村・石川・岩城・二階堂・亙理氏なども「郡主」である。

→「郡主」から「戦国大名」へ成長することもあるが、その後、「郡主」に転落することもあるとされている。

- ・かつては、「戦国大名」と規定されていたこともあるが、現在では「国衆」と同質と位置づけられる。通常の「国衆」との相違は、家格にあると認識される。
- ・彼らは、買地安堵や寺社領安堵などを行い、領域支配を実施→これは戦国大名伊達・葦名氏らと全く同じ。
- ・本拠の城郭と城下町の形成→領域経済の中核
- ・領域の拡大と一門、家臣らの統制を開始し、城砦や關所地に彼らを配置していく
→「家中」の形成と領域支配権の強化（領の形成）

（２）伊達・葦名氏の戦国大名化

- ・戦国争乱が様々な要因で発生→それに伴う「郡主」「国衆」らの家中が分裂、叛乱、離反などが相次いで発生
- ・当初は、伊達なども、「郡主」「国衆」の１つに過ぎない。
 - 戦国争乱の過程で、伊達と他氏とは「頼み頼まれる」「憑む憑まれる」という互酬的關係
 - それゆえに、誰と結びつき、戦うかはその状況によって相違する
 - その争乱の過程で、勢力に不均等が生じ、伊達が次第に強大化
- ・「郡主」「国衆」は、自らの存立を計り、より強い勢力に支援を求める。
 - 伊達や葦名を頼る「郡主」「国衆」が増加
 - 伊達らを頼ることで、彼らは自身の家中統制と領域支配の維持を実現
 - 伊達らの軍事支援を受けることで、戦乱を生き抜く
 - 伊達の保護を受ける見返りに、伊達に軍事奉公を誓約（軍事的安全保障体制の成立）
- ・伊達・葦名氏の戦国大名化とは
 - 自らの支配領域が、複数の「郡主」「国衆」領を含みこんで拡大
 - 複数の「郡主」「国衆」を従属させ、やがて彼らを「家中」に包摂していく

参考文献一覧

編著書

市村高男『戦国期東国の都市と権力』思文閣出版・1994年

伊藤俊一『室町期荘園制の研究』塙書房、2010年

大石泰史編『全国国衆ガイド』星海社新書、2015年

遠藤ゆり子『戦国時代の南奥羽社会』吉川弘文館、2016年

遠藤ゆり子編『伊達氏と戦国争乱』吉川弘文館、2016年

黒田基樹『戦国大名領国の支配構造』岩田書院、1994年

同『戦国期東国の大名と国衆』岩田書院、2001年

同『戦国期領域支配と地域社会』岩田書院、2009年

同『戦国大名』平凡社新書、2014年

同『増補改訂版戦国大名と外様国衆』戎光祥出版、2015年（初版は1997年）

小林清治『戦国大名伊達氏の領国支配』小林清治著作集I、岩田書院、2017年

戦国史研究会編『戦国時代の大名と国衆』戎光祥中世史論集第7巻、戎光祥出版、2018年

永原慶二『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、1961年

同『戦国期の政治経済構造』岩波書店、1997年

平山 優『戦国大名と国衆』角川選書、2018年

丸島和洋『戦国大名武田氏の権力構造』思文閣出版、2011年

峰岸純夫『中世の東国一地域と権力一』東京大学出版会、1989年

同『中世社会の一揆と宗教』東京大学出版会、2008年

矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』塙書房、1998年

論文

石田晴男「室町幕府・守護・国人体制と「一揆」」（『歴史学研究』586号、1988年）

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

戦国大名三戸南部氏と一族

熊谷 隆次

はじめに

本報告は、南部氏権力を構成する三戸氏（三戸城主、南部一族の惣領家）及びその一族の所領（領地）支配の実態を明らかにすることを目的とする。

中世の糠部郡（岩手県北部・青森県東部）は、一戸・二戸・三戸・四戸・五戸・六戸・七戸・八戸・九戸の9つの「戸」、東・西・南・北の4つの門、宇曾利郷の1郷によって構成されていた。「ぬかのぶ（糠部）」（『奥州余目記録』）と称されたように、糠部郡は、中世日本最大の郡域を誇っていた。これを構成する「戸」も当然広大で、内部に多数の郷・村を含む広域行政区域であった。その範囲は、他国の「郡」に匹敵した。

戦国期、「戸」を名字とする領主が存在した。一戸・三戸・四戸・七戸・八戸・九戸の6氏で、菅野文夫氏は彼らを〈「戸」の領主〉と概念規定した。菅野氏は、この〈「戸」の領主〉を、『戸』に由来する名字を名乗ることができる領主は、糠部郡における最上層『戸』の地名を名乗れるか否かが政治的地位を左右していた」と捉えている。また、〈「戸」の領主〉はそれぞれ独立した領主で、三戸氏を南部氏（南部一族）の盟主としながら、一揆的構造（連合体）をとっていたとした⁽¹⁾。

なお、南部氏あるいは三戸氏が、「戦国大名」かどうか、従来の研究で本格的な議論が展開されてきたわけではない。1970年代から1990年代までの戦国期南部氏研究のなかで、「戦国大名」のほか、「国人一揆」的構造をとる連合体の盟主、「戦国期守護」など、実は多様な説が提言されてきた⁽²⁾。「戦国大名」概念を規定しないままでそれぞれの論者が提言してきたことが一因であり、これは1980年代までの戦国大名研究・戦国期研究一般と同様の研究状況でもあった。

また、南部氏の場合、具体的な分析を行うための一次史料が圧倒的に少ないため、近世に編纂された系図・歴史書を多用して研究されてきたのが実情である。

本報告は、1990年代以降の戦国期研究のなかで有力な学説として定着しつつある、黒田基樹氏・平山優氏・丸島和洋氏・大石泰史らの「戦国大名」論・「国衆」論を念頭に置いて議論を進めたい⁽³⁾。黒田基樹氏は、「戦国大名」概念の重要な要素として、「家中」（家来の集合体）を形成していること、他者の支配権が一切及ばない排他的・一元的な地域権力（領域権力）であることを提示している。また、「国衆」概念については、「戦国大名」と同じ権力構造を取り、また独立した領域権力でありながら、「戦国大名」に軍事的に服従する地域権力としている。

本報告は、一次史料が少ないという現状は変わらないため、近世編纂物を否定せず参考史料として用いながら、一次史料にもとづいた分析を心掛けたい。なお、従来の研究で、

戦国期の〈「戸」の領主〉が、家来集団（家中）を形成していたことは、徐々にではあるものの明らかにされつつある⁽⁴⁾。しかし、独立した領域権力であったかどうか、実はほぼ解明されていないのが現状である。このため、本報告では、〈「戸」の領主〉の領域支配に限定して分析を行い、その領主としての性格を論じていきたい。

1 戦国時代後期の八戸氏・四戸櫛引氏間の紛争

戦国時代後期の永禄 10 年（1567）・元亀 2 年（1571）、八戸氏（根城城主、現八戸市）と櫛引氏（四戸氏、櫛引城主、現八戸市櫛引）の間で紛争（合戦）が起こったとされる。以後、両氏は、天正 19 年（1591）の九戸一揆で櫛引氏が滅亡するまで 20 年以上もの間、対立し続けた。

この 2 度の紛争を確実に実証できる一次史料は現存しない。このため従来、永禄 10 年・元亀 2 年の紛争は、おもに八戸家（いわゆる「根城南部家」「遠野南部家」、以下「八戸家」「八戸氏」とする）が近世に入って編纂した『八戸家伝記』『源氏南部八戸家系』をもとに論じられ、事実として認定することは難しい状態であった。しかし、近年刊行の自治体史で紹介された新田家・中館家・西沢家の近世系譜（『新田家伝記』『源氏南部八戸新田家系』『源氏南部八戸中館家系』『西沢系図』）にもほぼ同様の記述があることが確認された（『八戸家伝記』『源氏南部八戸家系』『新田家伝記』『源氏南部八戸新田家系』『西沢系図』は、以下『八伝』『源八』『新伝』『源新』『西系』と略記⁽⁵⁾）。

このため、本章では、近世編纂系譜が記す永禄 10 年・元亀 2 年の紛争を一定の事実を伝えたものと措定し、八戸家及び新田家・中館家・西沢家の系譜を総合することで、この紛争の概要を示したい。

(1) 永禄 10 年の紛争

天文 17 年（1548）12 月 18 日、八戸家の当主（系譜上の第 17 代）八戸勝義が 24 歳で死去した。勝義には嫡子がいなかったため、その遺言にもとづき、一族新田行政（新田城主、系譜上の新田家第 9 代）の長子久松を養子に迎え、八戸家の当主に据えた（のち八戸政栄、系譜上の第 18 代）。しかし、久松は当主就任時、わずか 5 歳の幼少であったため、実祖父の新田盛政（新田家前当主、系譜上の新田家第 8 代）が「名代」として政務を代行した。10 年後の永禄元年（1558）、15 歳になり元服した久松は、実名を「政栄」と名乗り、故八戸勝義の娘と祝言を挙げ、当主としての政務を執行し始めたとされる（『八伝』『源八』『新伝』『源新』『西系』、【図 1】）。

八戸氏の氏神である根城八幡宮の天文 19 年（1550）棟札銘⁽⁶⁾には、「御当代久松殿」「南部左馬頭源盛政」が記されている。また、新田氏の所領内にある徳城寺（現小田八幡宮、現八戸市河原木小田）の天文 22 年（1553）棟札銘⁽⁷⁾には、「願主」として「新田名跡九

代六良^(郎)（行政）」が記されている。このため、近世系譜が記す戦国後期の八戸家・新田家の系譜・当主等は、事実と考えられる。ただし、永禄 10 年（1558）9 月の「南部晴政名^{みょうじじょう}字状」⁽⁸⁾で八戸政栄（24 歳）は、仮名^{けみょう}「彦次郎」、実名^{じつみょう}「政吉」「政儀」に改称しているため、元服時の実名は未詳で、永禄 10 年に南部晴政から「政」の一字を与えられて「政吉」「政儀」に改称したことがわかる（以下、「政栄」に統一）⁽⁹⁾。

永禄 10 年（1567）1 月 24 日、政栄の実父で新田家当主の新田行政が 43 歳で死去した。このため、政栄は、葬礼を執行するため新田城に赴いた。ところが、これを好機とみた隣領^{しょうげん}の櫛引（四戸氏）弥六郎（櫛引城主、実名未詳、櫛引将監の子）は政栄が留守にしていた根城に攻め寄せ、城下の近辺（あるいは民家）に放火するなどの狼藉に及んだ。根城の留守居らは防戦に努め、これを退却させることに成功した。新田行政の父新田盛政（八戸政栄の実祖父）はこの櫛引方の急襲に激怒したが、服喪中であったため、後日の報復を期したという（『八伝』『源八』『新伝』『源新』『西系』、【史料 1】【史料 2】）。

(2) 元亀 2 年の紛争

新田行政が没してわずか 2 年後の永禄 12 年（1569）8 月 28 日、今度は新田盛政が没した。末期に臨み、ついに櫛引弥六郎の討伐を果たせなかった盛政は、八戸政栄と新田家当主新田政盛^{まさもり}（新田行政の子、新田盛政の孫、系譜上の第 10 代）に対し、自分の没後から 3 年後（三回忌）に櫛引氏を誅殺するよう遺言した。

この遺言をもとに、新田盛政の三回忌の元亀 2 年（1571）8 月 28 日、八戸政栄及び一族新田政盛・中館政直らは櫛引氏を襲撃した。この時、三戸家（南部一族^{そうりょう}の惣領家・宗家、三戸城主、当主は南部晴政）の一族東政勝^{ひがしまさかつ}（五戸名久井城城主、現青森県南部町）は櫛引氏に援軍を派遣し、両軍で防戦に努めたが、櫛引方は敗北した。八戸政栄は、敗れた櫛引氏から矢沢村・水口村・尻内村・田面木村^{たものき}の 4 ヲ村、東氏から正法寺村・根岸村・熊沢村^{くまのさわ}・大森村^{きりやない}・切谷内村・高屋敷村・上市川村・下市川村の 8 ヲ村、合計 12 ヲ村（1500 石）を接收。翌元亀三年、櫛引氏への「押^{おさえ}」として尻内城を築き、一族の中館政直を同城に配置した。

この元亀 2 年の合戦に出陣した櫛引方の武将は、櫛引弥六郎の弟八森半平^{はちもり}（負傷）、大森平左衛門（討死）・大森平右衛門（討死）・大森源蔵（負傷）ら大森一族、これに佐藤安左衛門・長田半兵衛・大向助左衛門・田面木藤兵衛・尻内豊前・山田豊蔵・中里藤介^め・女鹿宗兵衛・作山軍司（以上、9 名討死）らであった。なお、「八森」「田面木」「尻内」「山田」は、櫛引城周辺の地名であるため櫛引氏の家来、「大森」は五戸切谷内村（現五戸町切谷内大森）にあるため、東氏の家臣と考えられる（『源氏南部八戸中館家系』⁽¹⁰⁾及び『八伝』『源八』『新伝』『源新』『西系』による、【史料 1】【史料 2】【史料 3】【史料 4】）。

2 浅水川・馬淵川周辺の「戸」と領主

本章では、戦国時代後期における糠部郡内の〈「戸」の領主〉による領域支配の実態解明の前提作業を行いたい。具体的には、元亀2年（1571）に八戸氏が櫛引方（櫛引氏・東氏）から接收したとされる所領周辺、浅水川と馬淵川が合流する地点を中心に、(1) 各村の「戸」、(2) 各村の領主、以上の2点の確認を行いたい。

(1) 「戸」の確認

【表1】は、浅水川と馬淵川が合流する地点周辺の村々が所属する「戸」を示したものである。⁽¹¹⁾また、この村々の場所を、正保4年（1647）の「南部領内総絵図」で示したのが【図2】【図3】である。

浅水川の東側に「八戸」所属の尻内村・矢沢村・長苗代村^{ながなわしろ}が、西側に「五戸」所属の花崎村が記されている。馬淵川北部は、浅水川が「八戸」と「五戸」を区分する境界であった可能性が高い。

【表1】浅水川・馬淵川合流地点周辺の「戸」

四戸	櫛引村、八幡村、法師岡村、島守村
五戸	七崎村、花崎村、上市川村、下市川村、大森村、切谷内村、（大仏村）
八戸	尻内村、矢沢村、水口村、田面木村、長苗代村、根城村、（正法寺村、根岸村、熊沢村）

註（ ）は推定。

(2) 領主の確認

本節では、浅水川と馬淵川が合流する地点周辺の領主を確認する。

「四戸八幡宮」（現「櫛引八幡宮」、現八戸市八幡）は、南部一族の氏神^{うじがみ}である。⁽¹²⁾中世、この四戸八幡宮の神宮寺・別当は、在俗の八幡氏（本名「小笠原」、のち普門院〈天台宗^{ふもんいん}本山派修験^{ほんざん はしゅげん}〉）が務め、同氏は、「小笠原」「工藤」等を名字とする「家来」78名を擁する有力な武家であった（【史料5】【史料6】）。

八幡氏の所領は、馬淵川南部の八幡村（現八戸市八幡）及び同村内の居館（現明治小学校）を中心に、馬淵川を挟んで対岸にある「八戸」三条目村（現八戸市尻内町三条目）、一日市村（「四戸」カ、現八戸市櫛引一日市）に所在したとされる。戦国末期（天正18年〈1590〉時）、当主は源崇（前当主源主〈天正18年没〉の子、系譜上の第36代）で、八戸領「尻内村」への防御のため、二男・三男を三条目村に、一族の小笠原吉道（右近）を一日市村に配置したという（【史料5】）。八幡源守（系譜上の第37代、源崇の子）の三男で新たに独立

した小笠原南秋^{なんしゅう}の所領が、近世前期、長苗代村^{ながなわしろ}内の三条目で確認できるため（【史料7】【史料8】）、事実であろう。長苗代村は「八戸」に属するため、戦国末期、八幡氏の所領の一部は「八戸」に所在していた。

この八幡氏の庶流^{しよりゅう}（中世初期に分出したとされる）に、大仏氏・櫛引氏^{だいぶつ}がいた。大仏氏は、八幡源崇の弟で、庶流大仏氏（大仏城主⁽¹³⁾）の養子に入ると推定される（【史料5】【史料6】）。慶長17年（1612）、大仏村（現八戸市尻内町大仏、560石余、「戸」未詳）と「五戸」花崎村（288石余、現八戸市尻内町）が、盛岡藩（盛岡南部家、もと三戸南部家）の直轄領であったことが確認される（【史料9】）。このため、盛岡藩の直轄地となる以前、つまり九戸一揆で大仏氏が滅亡する以前まで、大仏村・花崎村は大仏氏の所領であったと考えられる。大仏村は、「五戸」花崎村と「五戸」七崎村の間に所在するため、所属の「戸」は「五戸」とみて間違いない。

櫛引氏は、戦国末期、八幡源崇の弟左馬之介が、庶流櫛引氏の養子に入り、家督を継承したとされる（【史料5】【史料6】【史料8】）⁽¹⁴⁾。所領は1000石余とされ、「四戸」櫛引城及び櫛引村を中心に、「四戸」では馬淵川南部の法師岡村^{ほうしおか}（現南部町法師岡）⁽¹⁵⁾・島守村（現八戸市南郷）⁽¹⁶⁾、「八戸」では田面木村・尻内村・矢沢村・水口村が所領であったとされている。以上の所領は、近世系譜によるものだが、一族の八幡氏・大仏氏の所領の所在地から考えて、事実に近いものと考えられる。

戦国期の八幡氏の所領は、櫛引領（1000石余）・大仏領（約850石カ）を含む3000石余であったとされている。八幡氏（本名「小笠原」）は、糠部郡四戸を拠点に展開していた小笠原氏一族（大仏氏・櫛引氏を含む、「四戸小笠原氏」と仮称）の惣領家で、元亀2年以前、「四戸小笠原氏」一族の所領は、「四戸」を中心に馬淵川・浅水川周辺の「五戸」「八戸」にまで、広範囲にわたって存在していたと考えられる。

一方、元亀2年の紛争が一定の事実を伝えているものとし、また「四戸小笠原氏」一族（八幡氏・櫛引氏・大仏氏）の所領構成から判断すれば、八戸氏の本領は馬淵川の南部については居城の根城、北部は長苗代村^{ふつかいち}二日市の周辺が、領境の西であったと考えられる。元和4年（1618）時点で「八戸」の尻内村・矢沢村・田面木村が八戸領の西端であったことは確実であるため⁽¹⁷⁾、元亀2年の紛争を機に、馬淵川の南部は「八戸」田面木村、北部は「八戸」の尻内村・矢沢村まで、領境を移したと考えられる。ただし、八幡氏の所領が長苗代村三条目に所在したため、「八戸」全域を支配していたわけではなかった。

3 糠部郡の「戸」領主と領域支配

近世系譜に記された永禄10年（1567）・元亀2年（1571）の八戸・櫛引両氏間の紛争を明らかにできる一次史料は現存しない。ただし、この両度の紛争に関連する一次史料がいくつか残されている。本章では、一次史料の分析から、糠部郡の〈「戸」の領主〉の領

域支配を明らかにしたい。

(1) 東政勝書状

永禄 10 年の八戸・櫛引両氏間の紛争に関連する史料が、【史料 10】とされている⁽¹⁸⁾。三戸家の当主南部晴政の一族東朝政^{ひがしともまさ}（官途「民部大輔」⁽¹⁹⁾）が、八戸家（当主八戸政栄）の一族「新田殿」（新田盛政、八戸政栄の実祖父）に発給した書状である。

内容は、櫛引氏に与同して内々に援軍を派兵しているとの風聞が立っていた東氏が、後難を恐れ、八戸氏に対し異心なき旨を弁明したものとされている。ただし、【史料 10】を読解すれば、櫛引氏が根城を襲撃し、近辺を焼亡させたことは一切記されていない。

以下、史料から判明あるいは推測される内容のみを示す。

- ①「物境」^{ものごかい}は、紛争に関わる境界と解釈される。
- ②「物境」の語義から、八戸氏と櫛引氏との「御取合」^{とりあい}は、所領の争奪戦であった。
- ③「物境」に隣接する「大森」（現五戸町切谷内大森）は、東領と考えられる。
- ④「物境」をめぐり「雑説」^{ぞうせつ}が立ったため、新田氏からこれに対する回答を求められた東氏が、弁明に努めている。
- ⑤東朝政が関係する「御取合」に、南部晴政が三戸家当主として一切関与していない。

以上が明らかになる。これを踏まえれば、次の点が導き出される。

- ①八戸氏・櫛引氏・東氏の所領が、相互に「境」を接している。
- ②八戸氏・櫛引氏・東氏の所領が、「境」で区切られる領域性を備えている。
- ③八戸氏・櫛引氏・東氏が、それぞれ独立した所領支配権を保持している。
- ④八戸氏・櫛引氏・東氏が、それぞれ独立した自力救済権と交戦権を保持している。

(2) 不染斎俊恕書状の分析

元亀 2 年の紛争に関連する一次史料は現存しない。このため、これより 18 年後の天正 17 年（1589）、不染斎俊恕^{ふぜんさいしゅんじょ}が発給した書状 3 通⁽²⁰⁾から、元亀 2 年の紛争に関説したい。

不染斎俊恕については、戦国末期（天正後期）、三戸目時村^{めとき}（現三戸町目時）の目時館に住む文人であったこと、また八戸家の当主八戸直栄^{なおよし}（前当主八戸政栄の子息）の文化面での師であったことが、すでに確認されている。ただし、その身分・出自等については未詳である。戦国末期・豊臣政権期に俊恕が、直栄とその近習^{きんじゅう}（側近）一右衛門等に宛てた書状は、34 通残されている。

このうち、【史料 11】【史料 12】【史料 13】の 3 通は、天正 17 年 7 月中旬頃、根城に数日間滞在し、八戸直栄らから歓待されたことに対する礼状（同日付）である。【史料 11】は八戸直栄宛、【史料 12】は近習一右衛門宛、【史料 13】は八戸家の重臣筑前守^{ちくぜんのかみ}（三上氏カ）宛で、以下の事実が判明あるいは推測される。

- ①俊恕は帰宅する際、根城から「尻内」までの「御送」を八戸家側から受けていた。
- ②八戸直栄宛書状には、「御送」に対する御礼の文言が一切記されていないため、俊恕の「御送」は直栄ではなく、一右衛門の指示による。
- ③俊恕は帰宅する際、「御馬」を八戸家側から貸与されていた。
- ④八戸直栄宛書状には、「御馬」の貸与に対する御礼の文言が一切記されていないため、貸与したのは直栄ではなく、「金吾」(中館政直の弟義久、仮名「金右衛門」⁽²¹⁾)であった。
- ⑤俊恕は、目時～名久井間を頻繁に往復し、その際、貸与された「御馬」を用いていた。
- ⑥俊恕は、剣吉村に2、3日間滞在していた。

以上が明らかになる。これを踏まえれば、次の点が導き出される。

- ①俊恕が「尻内」まで「御送」を受けたのは、「尻内」が八戸領の西端であったからである。
- ②「金吾」(中館義久)が「御馬」を貸与したのは、中館氏が当時尻内館に居住していたからである。
- ③「名久井」とは「五戸」名久井城(現南部町名久井)のことで、当時の城主は「大輔殿」(東政勝<官途「民部大輔」⁽²²⁾)であった。
- ④当時「大輔殿」(東政勝)は、三戸城あるいは三戸城下に詰めず、名久井城に在城していた。
- ⑤目時村・名久井村を含む三戸氏の所領内を、三戸方のものが自由に通行できた。
- ⑥「剣吉」とは剣吉城(現南部町剣吉、「五戸」ヵ)のことで、当時の城主は「北殿」(三戸氏の一族北信愛⁽²³⁾)であった。
- ⑦当時「北殿」(北信愛)は、三戸城あるいは三戸城下に詰めず、剣吉城に在城していた。
- ⑧三戸氏の所領、八戸氏の所領はそれぞれ独立しており、相互不可侵であった。

まとめ —「戦国大名」論・「国衆」論に学ぶ—

本報告は、戦国後期の糠部郡の〈「戸」の領主〉について、従来未解明であった領域支配に視点をあてて論じてきた。最後にこれを総括するとともに、「戦国大名」論・「国衆」論と関連づける試みを行いたい。

〈「戸」の領主〉のうち八戸氏は、戦国後期を通じて所領を拡大させてはいるものの、「八戸」全域の支配には到達していなかった。また、八戸氏の所領は、三戸氏がおもに支配する「五戸」にも存在しており、「戸」は複数の〈「戸」の領主〉の所領によって構成されていた。〈「戸」の領主〉概念を提言された菅野文夫氏は、『「戸」に由来する名字を名乗ることができる領主は、糠部郡における最上層』『「戸」の地名を名乗れるか否かが政治的地位を左右していた』として、〈「戸」の領主〉概念を政治的地位に関わるものとしてとらえている。⁽²⁴⁾この〈「戸」の領主〉概念を、領域支配(領主制)でとらえた場合、「戸」全域を

支配する領主ではなく、居城を構える「戸」に最も大きな影響力をもつ糠部郡内の有力領主、と規定できるであろう。

その糠部郡内の有力領主の所領支配権については、①所領が「境」で区切られる領域性を備えていたこと、②所領に対して独立的・排他的な支配権を及ぼしていたこと、③独立した自力救済権と交戦権を保持していたこと、以上の点を明らかにした。三戸氏だけでなく、八戸氏、櫛引氏も独立した「領域権力」と見なすことができ、領域権力としては「国衆」概念と共通した性格をもっていると判断できる。

ただし、永禄10年とされる東政勝書状からは、八戸氏・櫛引氏間の紛争に対し、三戸氏が停戦を命じた形跡を読み取ることはできない。また、三戸氏の有力一族東政勝が櫛引氏に合力したこと（あるいは合力したという噂）を契機とする八戸氏との緊張状態について、三戸氏が強制的に介入し、対立の解決を図ろうとした形跡も見られない。櫛引氏に対する東氏の合力を、三戸氏が三戸家の当主として停止させた形跡もない。

黒田基樹氏は「戦国大名」論において、「家中」（家来の集合体）の構成員同士の私戦（自力救済）を規制・抑止し、領国内の平和を確保することが「戦国大名」権力の一要素としてとらえている。⁽²⁵⁾この規定はあくまでも「家中」を対象としたものであり、独立的な領域権力である「国衆」の私戦規制に関わるものではないが、一族東氏や〈「戸」の領主〉の対外的交戦権を停止できない三戸氏を、「戦国大名」概念でとらえることができるのか。

また、黒田氏は、同じ領域権力でありながら、「国衆」と「戦国大名」の差異について、軍事指揮権を掌握するものが「戦国大名」で、これに従属するものを「国衆」ととらえ、軍事指揮権を「戦国大名」概念の重要な要素としている。八戸・櫛引間の紛争とこれに介入しない三戸氏権力の問題は、所領裁判権の問題であり、黒田氏の「戦国大名」「国衆」概念の基準（軍事指揮権）をここにあてはめて分析することはできない。ただし、領域権力相互の私的な紛争（自力救済権）を停止させ、裁判権を掌握した権力を「戦国大名」とする見方も従来からある⁽²⁶⁾。所領問題から見た場合、「戦国大名」論・「国衆」論とどのように関連づけることができるのか。

本報告は、八戸氏・櫛引氏らを領域権力と捉え、「国衆」概念との同一性を指摘したが、これが「戦国大名」概念との関連で新たな課題を提示することになった。他地域、特に奥羽の領域権力と比較検討し、また「戦国大名」論・「国衆」論と関連づけながら、理論的な研究を深める必要がある。

註

- (1) 菅野文夫「戦国期糠部の一断面」(細井計編『東北史を読み直す』吉川弘文館、2006年)、同「室町の秩序と戦国の争乱」(細井計他編『岩手県の歴史』山川出版社、1999年)。
- (2) 戦国期南部氏の研究史については、熊谷隆次「戦国末期南部信直権力と外交 一南慶儀・檜山義実を中心に一」(斉藤利男編『戦国大名南部氏の一族と城館』戎光祥出版、2021年)で概説している。
- (3) 黒田基樹『戦国大名と国衆』(文献出版、1997年)、同『戦国大名 政策・統治・戦争』(平凡社、2014年)、平山優『戦国大名と国衆』(角川書店、2018年)、丸島和洋『戦国大名と「外交」』(講談社、2013年)、同『武田勝頼』(平凡社、2017年)、大石泰史編『全国国衆ガイドー戦国の“地元の殿様”たちー』(星海社、2015年)など。
- (4) 熊谷隆次「北奥の戦国争乱」(遠藤ゆり子編『伊達氏と戦国争乱』吉川弘文館、2015年)、斉藤利男「北奥の戦国動乱とその終焉」『青森県の歴史』(山川出版社、1994年)、同『南部氏年中行事』よりみた南部一族と三戸家臣団」(前掲註(2) 斉藤利男編著)。
- (5) 『八戸家伝記』『源氏南部八戸家系』『新田家伝記』『源氏南部八戸新田家系』は、『青森県史資料編 中世1 南部氏関係資料』(青森県、2004年)に収録。『西沢系図』は、『新編八戸市史 中世資料編』(八戸市、2014年)に収録。
- (6) 天文19年2月15日「南部光徹氏所蔵櫛引八幡宮納物・根城八幡宮棟札等書上」(前掲註(5)『新編八戸市史 中世資料編』341)。
- (7) 天文22年6月「小田八幡宮所蔵・八戸徳城寺造営棟札銘」(前掲註(5)『新編八戸市史 中世資料編』342)。
- (8) 永禄10年9月「南部光徹氏所蔵・南部晴政名字宛行状」(前掲註(5)『新編八戸市史 中世資料編』361)。
- (9) 南部晴政名字状については、熊谷隆次「南部信直の元服書について」(『古文書研究』84号、2017年)参照。
- (10) 前掲註(5)『青森県史 資料編 中世1 南部氏関係資料』収録。
- (11) 櫛引村・八幡村が「四戸」に属したことは、正平21年(1366)8月15日「南部光徹氏所蔵・四戸八幡宮神役注文案」(『新編八戸市史 中世資料編』196)。法師岡村が「四戸」であったことは、『参考諸家系図』。島守村が「四戸」であったことは、元和7年(1621)5月29日・南部利直知行宛行状「南部光徹氏所蔵」(『新編八戸市史 中世資料編』885)。七崎村が「五戸」であったことは、正安4年(1301)4月26日「南部光徹氏所蔵・きぬ女申詞書案」(『新編八戸市史 中世資料編』42)。花崎村が「五戸」であったことは、応永24年(1417)7月1日「櫛引八幡宮所蔵・櫛引八幡宮白糸緋肩赤胴丸唐櫃墨書銘」(『新編八戸市史 中世資料編』240)。上市川村・下市川村・大森村・切谷内村が「五戸」であったことは、元和7年(1621)5月29日・南部利直知行宛行状「南部光徹氏所蔵」(『新編八戸市史 中世資料編』886)。

尻内村が「八戸」であったことは、建武元年（1334）4月晦日「南部光徹氏所蔵・多田貞綱書状」（『新編八戸市史 中世資料編』85）。矢沢村・水口村・田面木村・長苗代村・根城村が「八戸」であったことは、元和7年（1621）5月29日・南部利直知行宛行状「南部光徹氏所蔵」（『新編八戸市史 中世資料編』885）。

- (12) 前掲註(4) 拙稿。
- (13) 大仏村にあった城館(現八戸市尻内町大仏館)は、かつて沼館愛三『南部諸城の研究』(伊吉書院、1981年)で「尻内館」として紹介されたが、『青森県史 資料編 考古4 中世・近世』(青森県、2003年)・『新編八戸市史 考古資料編』(八戸市、2009年)で「大仏館」に訂正された。
- (14) 本報告では、櫛引氏を八幡氏(本名「小笠原」)の庶流とした。しかし、近世後期に盛岡藩が編纂した系図集『参考諸家系図』は、八幡氏を「南部」「武田」を本名とする「四戸氏支族」とし、戦国末期の当主を櫛引河内守(実名不明)、その嫡子を清長(官途「将監」、二男を清政(官途「左馬助」と記している。櫛引氏の出自と人物等については、今後も分析が必要である。
- (15) 法師岡村が櫛引領であったことは、熊谷隆次・滝尻侑貴・布施和洋・柴田知二・野田尚志・船場昌子『戦国の北奥羽南部氏』(デーリー東北新聞社、2021年)。
- (16) 島守村が櫛引領であったことは、「八戸市博物館所蔵」『南部家伝旧話集』(前掲註(5)『新編八戸市史 中世資料編』575)。
- (17) 元和4年10月24日・南部利直知行目録「南部光徹氏所蔵」(前掲註(5)『新編八戸市史 中世資料編』848)。
- (18) 前掲註(5)『八戸家伝記』『新田家伝記』。
- (19) 『参考諸家系図』は、東政勝の官途を「中務尉」、その嫡子を朝政として官途を「中務尉」「彦左衛門」としている。『参考諸家系図』編纂段階で錯誤が生じたものと考えられる。
- (20) 「南部光徹氏所蔵文書」。なお、不染斎俊恕書状の概要と年代比定については、熊谷隆次「不染斎俊恕書状(根城八戸家宛)の年代比定」(『弘前大学 國史研究』141号、2016年)。
- (21) 前掲註(5)『源氏南部八戸中館家系』。
- (22) 「大輔殿」の人物比定については、前掲註(20) 拙稿。
- (23) 「北殿」の人物比定については、前掲註(20) 拙稿。
- (24) 前掲註(1) 菅野氏論文。
- (25) 前掲註(3) 黒田氏著書『戦国大名 政策・統治・戦争』。
- (26) 勝俣鎮夫『戦国法成立史論』(東京大学出版会、1979年)。

「政榮」

彦次郎、彈正少弼、後号「薩摩守」、初名政義、
実新田左馬助行政男、母櫛引將監女、天文十七
年勝義依「遺言」妻「其女」統家、時政榮僅五歲、
故祖父新田近江守盛政行政勳「名代」十年許、永
祿元年政榮十五歲而復「政務」、同十年正月十四
日行政物故、欲「執」其葬礼、政榮赴「于新田
城」、乘「此時」櫛引彌六郎子寄「来于八戸城」、
而近辺所々焼亡之、此故盛政憤激怒云、彼本
族類然今忘「其親縁」、恣「其利欲」、以起「兵於
喪服中」、其罪不「可」誅矣、吾胡為休「此鬱
悶哉」、只待「時節」而已也、同十二年八月廿八
日盛政疾病而將歿、乃謂「政榮」云、往年櫛引
之所為、吾為「卿死而不」忘乎、卿冀吾死比及「
三年」、必誅「彼以慰」死魂、乞勿「違焉」、言了
斃矣、既而元龜二年八月二十八日政榮帥「諸卒」
征「討櫛引」、時東民部大輔政勝救「櫛引」、政榮
指「揮軍士」、頻進「擊之」、遂得「大利」、於是
押「納於櫛引領地屋沢、水口、尻内、田面木、
及政勝領地正法寺、根岸、熊沢、大森、桐屋内、
高屋敷、両市川等」、即使「家族中館宮内少輔政
直守「尻内城」、天正十七年嫡家大膳大夫信直之

「政盛」

左馬助、家父行政葬送之時、嫡家十八政榮赴
于新田、狙其子櫛曳弥六郎子推寄于八戸
城而焼亡近辺之村里、留守居之諸士強防而
追散之、永祿十二年八月廿八日祖父盛政罹
重病將没、乃謂嫡家政榮及政盛曰、去々年
政榮喪服中、櫛曳弥六郎忘親族之好恣利欲
到于八戸狼藉之舉動、其罪不可容誅、故予
常欲報此鬱恨、待時節未果、今已易冀、其
遺憾不少、冀吾死而比及三年必誅渠以息泉
下無窮之憤、言了閉眼矣、既而辛未元龜二年
八月廿八日、嫡家政榮帥軍勢出張于櫛曳、
此時政盛列軍行胥俱指揮、士卒頻進強戰、
東民部太輔政勝援救櫛曳而戮力雖防、八戸
勢不屑之、終迫崩敵陣得大利、掠奪敵領十
二箇村内櫛引領分四ヶ村、東領分八ヶ村、於此戰場政盛家族杉

【史料6】『八幡宮系譜抜書』（『青森県史 資料篇 中世1』六七四）

三十六代
源崇 八幡又太郎

天正十九年、弟櫛引左馬之助・大佛修理両家共ニ九戸江一味せるニよつて、源崇家臣引率シ、大佛を攻落、櫛引を攻れとも利なし、同姓たる依事奥瀬江裏堅メを請て終ニ攻落す、然共櫛引・大佛ハ別家たるを以、上の御疑を恐れ切腹すへき所、上使を以所領の内ながら左馬之助領分櫛引郷千石の余ハ召上らるゝといへ共、此度の軍功拔群たるを以、黒母衣十騎の内三十六人軍役相勤、八幡宮別當職是迄の通たるへしと命せらる、されとも一族の叛逆ゆへ、恐歎の余り願の上難髪して普門院と号ス、櫛引家へ御幼息被下置候所、御早世ニよつて源崇弟左馬之助相續ス、一戸在小明土にて自害せりト云、

【史料7】寛文6年（1666）南部直房知行宛行状

（『青森県史 資料篇 近世5』三五）

御墨印

為領知遣候事

高七拾石九斗七升三合

右充行畢、全可所知者也、

寛文六

十二月十八日 直房（花押）

三丁目伊右衛門とのへ

【史料8】『小笠原氏系図・櫛引八幡宮別當普門院別家赤澤系図』

（『新編八戸市史 中世資料編』四一二）

卅六代 清崇（源）

卅七代 源守

二男 南秋

嫡男 勝清

元小笠原氏而、南部家四天之一士安藝ノ後裔也、

又四郎、弟櫛引左馬・大佛修理、對レ主

企ニ逆意、以三清崇爲二兩人之兄、率二

家人一雖レ討ニ取之、猶剃髮シテ謝レ罪、

依ニ領主ノ命、爲ニ八幡宮、別當職一、号

ニ普門院一、以降代々俗體而繼レ家、爲ニ

僧鉢一妻帯シテ而法仕ス、言下傳フ至ニ當

代ニ三千五百石余有中支配地上、

別當職如レ舊モト、元和七年七月、自ニ領

主南部利直一、更ニ寄ニ附社領高千三拾九

石余一、寛永六年、利直有ニ社參一、此時

居屋鋪免ニサレ館ノ号一、

二郎左衛門、分レ戸而居ニ三條目村一、卒

年六十九、干時ニ寛文二二庚寅十月廿一日、

諡 除習道秀禪定門

室ハ名不レ記、延宝元二丑十二月一日、卒年

七十三、

諡 妙眞春惠禪定尼

伊右エ門、寛文五二巳年十二月、始テ仕ニ八

戸候ノ祖南部直房一、食ニ祿七拾石余一、

以レ居ニ三條目村一爲レ氏ト、

【史料9】慶長17年（1612）南部利直黒印状

『新編八戸市史 中世資料編』八〇二

代官申付候事

一、五百六拾石壹斗三舛六合

大佛村

一、貳百八拾八石貳斗六舛

花崎村

合八百四拾八石三斗四舛貳合

右二ヶ所代官申付候間、毎年無未進様ニ田地念を入、用水せき川よけ、日そん水そんなき様ニ可申付事、肝煎に傳馬郷役遅々為仕間敷候、又為私馬を壹疋も夫を壹人、禮錢・禮物、菜さうじニ而も取申間敷候、又我代官所にて何にてもかい物仕間敷候、其外紛たる事候者、百姓以目安可申上由、兼而合其約束候也、

慶長十七年

十月十日

利直

小泉式部

閉伊喜助

【史料10】永祿10年8月6日・東朝政書状

『新編八戸市史 中世資料編』三五八

自是可申入と存候処ニ、預御音問候、畏入候、如仰四戸御取合、我々も佗言ニ存候、就其大森物境候へハ、色々雜説共申成候間、以相模殿申入候へハ、御懇ニ御返事承候、畏入候、然者先日蓋かね御用之由承候つれ共、不持合候条、有合候間母衣進之候処ニ、預御懇書候、祝着ニ候、於此末相當之御用候者可承候、我々も互ニ可申承候、委申入度候へとも、萬々重而可申述候間、令省略候、恐々謹言、

東民部大輔

朝判

八月六日

八戸(盛政)新田殿

御返事

返々申入候、自是可申入と存候処ニ、遮而預書中候、忝畏入候、其口珍敷時宜候ハ、重而承度候、

先度長々預御音問候、過分之至^ニ奉存候、愚にて久^{（堪）}こらへ候て蒙御芳志候間、一書可申上候と存候処^ニ、書物共相調候而、早々可申上と存候而、令遅延候、本意之外^ニ存計候、仍而色紙散々見苦敷書なし申候而、迷惑^ニ候、難有御意候而預置、後悔千万^ニ候、百官注をハ無益之由承候つれ共、注御座なく候而ハ、理決かね候間、写申候、御新帟^{（料紙）}うすく候間、袋双帟^{（簾）}仕候、入御意間敷候、佗言^{（悉）}ニ存候、懷帟ハ花碩雨吟之本、てにはことくく相違候間、そら^{（悉）}惣之こりにてハいか、^{（悉）}御座候間、勅就玉吟を写候而申候つる、其日雨降候間、若又ぬれ申候哉、無御心元存候、百官之写本をハ、先々指置申候、写申候者、聽而可申候、委ハ一右衛門殿へ申披候間、不能具候、此等之趣御披露、恐々敬白、

七月廿七日

俊恕（花押）

八戸

次郎殿様

御近習中

返々申上候、早筆恐入候、恐々、

返々申上候、二郎殿様御前^ニ、諸事能様^ニたのミ入候、早筆恐入候、先日御使急候キ、委不申入候、本意之外^ニ存候、海草御着澤山^ニ預候者、孫共奔走仕候、本望^ニ存候、一昨日音信可申と存候処^ニ、小右^{（虫損）}ひ^{（候力）}候間、劔吉^{（劔）}二・三日^{（迄）}こらへ候て遅々仕^{（候力）}候、^{（應）}應而先日ハ御懇札示給候、祝着之至^ニ候、仍而自是可捧愚書と存候処^ニ、^{（應）}應而^{（八戸直衆）}二郎殿様預御音問候、^{（虫損）}過當之至^ニ候、先度罷帰^ニ預御送候、^{（南郡町）}仰恐敷存候、隨而預候御馬、愚老乗合^{（紙）}候而、名久井此間細々出入^ニ乗申候而、思出申候、然者懷帟先日申候つる、雨降候キ、いか、届申候哉、無御心元存候、百官写候而申候、御意^ニ入間敷候、佗言^ニ候、殊^ニ色紙散々見苦敷書成候、任御意間敷候物をと、後悔千万^ニ候、丞殿文詞届申候、御申候而可預候、先度ハ尻内^{（尻）}まで御送、中^{（中）}過分之由頼入候、松殿・治部殿懷帟写申候間、届申候、御六ヶ敷候由、届御申憑入候、東禅寺御陰居様へ一書申候、御申候而可預候、寿阿弥へも申候、其外正薫・因幡殿・右近殿、皆々御懇残多候、諸事緩怠申候由申度候、道清へ折帟進し候、万々憑入候、此口御用之儀候者、不被残御心底可承候、涯分老足なから馳走可申候、書物共儀、御批判あるへく候へ共、御曹子様御意^{（八戸直衆）}まかせ候条、不顧諸事候、其分被仰披候而可給候、万端重而可申述候、能様^ニ御取成憑入候、恐々謹言、

七月廿七日

俊恕（花押）

（奥ウツ書）

（墨引）

目時より 不染斎

一右衛門殿 参

俊恕「」

『新編八戸市史 中世資料編』四六三

一段秘蔵仕候、金吾へ一書申候、御届たのミ入候、

難申盡存候、此間^三音信申候而、皆々御懇之至可申上候つれ

成候、然者御連歌不存事共申候而、中く憚多候、随而

新田殿御雜談之儀、罷歸候而大輔殿父子^ニ致披露候、被申候
ハ、御懇之儀畏入候、如御意、此比御等閑^ニ参会之處^ニ北^{〔信愛〕}

殿意見被申候^二付而、懸御目候上ハ、少も余儀存間敷候、我々存候様^ニ承候、祝着之至^ニ候、於此末無底意可申談候由被申候、此由御披露願入候、於某御懇之儀、過分之至^ニ候、

(中略)

七月廿七日

俊恕(花押)

「奥ウワ書」

(墨引)

日時より不染斎

八戸

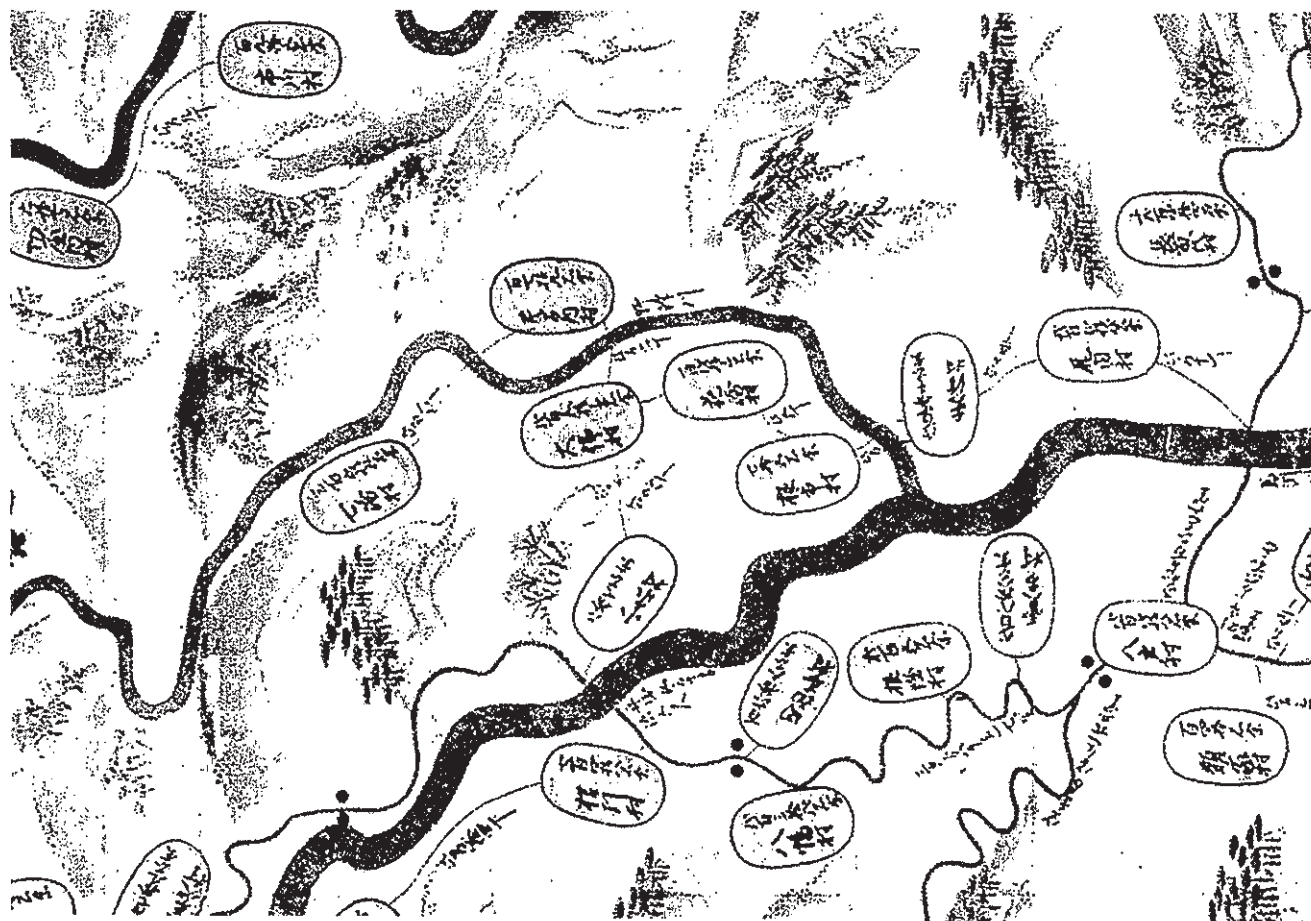
筑前守殿

御宿所

俊恕

柳引将監
 女
 弥六郎
 新田盛政
 行政
 政盛
 八戸義継
 勝義
 女
 政栄
 直栄
 三戸晴政
 晴継
 女
 信直
 田子高信の子
 千代子

【図2】浅水川・馬淵川合流地点周辺図①



【図3】浅水川・馬淵川合流地点周辺図②



MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

津軽で発掘された南部氏一族の城館

青森県埋蔵文化財調査センター 齋藤 正

はじめに

南部氏は糠部郡(青森県東部から岩手県北部)を治めていた。一方、西隣の津軽は鼻和・田舎・平賀・山辺の4郡(津軽内陸部)と外浜(陸奥湾西岸部)・西浜(日本海沿岸部)の2浜に区分され、十三湊を拠点としていた安藤氏が所領としていた。

南部氏と安藤氏は15世紀前半から戦闘を展開するようになり、永享4年(1432)には安藤氏を蝦夷ヶ島に敗走させた。この勝利により、南部氏は次第に津軽に進出していくこととなる。今回、津軽地方で発掘された南部氏一族の城館と、その比較のために南部氏以外の城館や遺跡も見てみることにする。

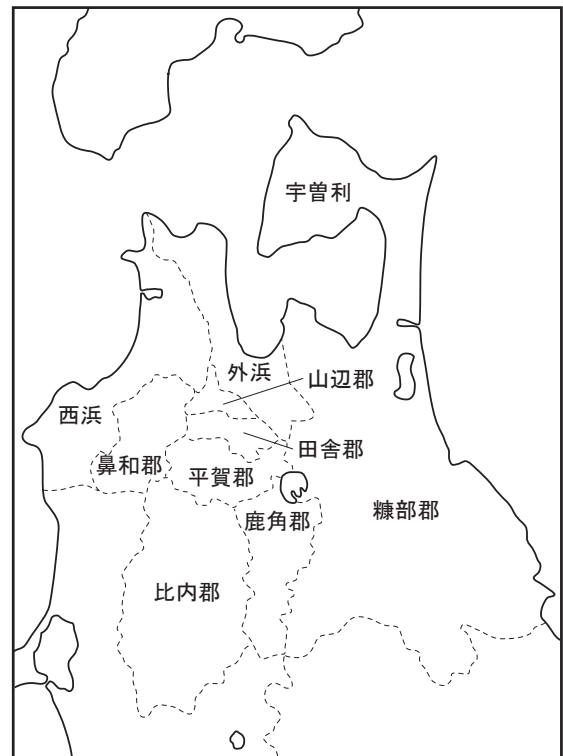


図1 東北北部の地域区分(15～16世紀頃)



図2 本稿で取り上げた城館と関連城館・遺跡の分布図

1. 種里城（鯉ヶ沢町大字種里町字大柳、字有原）

【立地】 種里城は日本海に注ぐ赤石川の河口から南へ約8km遡った左岸の丘陵に立地している。標高は約75mである。現況は大部分が杉林となっているが、主郭地区は公園として整備され、一般開放されている。公園内には、歴史資料館「光信公の館」が建設され、発掘調査の出土品や弘前藩に関する史料が展示されている。

【歴史的環境】 延徳3年(1491)に南部(大浦)光信が下国安藤氏の押えとして久慈(岩手県久慈市)より種里城に入る(『前代歴譜』)。光信は大永6年(1526)に種里で没し、鎧を着装したままの立ち姿で埋葬されたと伝わる。現在、主郭西側の「光信公御廟所」に祀られている。

種里城を居城としたのは光信のみであり、嫡男の盛信は鼻和郡に大浦城を築城する。後に大浦(津軽)為信が津軽統一を果たしたことにより、光信は津軽家始祖として位置づけられることになり、藩政期には藩が自ら廟所の管理・整備を実施し、検分役人を度々派遣したという。このため、種里城が津軽氏発祥の地とされる所以となっている。

平成14年(2002)に堀越城、弘前城から構成される国史跡「津軽氏城跡」に追加指定された。

【縄張】 種里城は主郭地区と周囲の平場群で構成されている。主郭地区は東側が赤石川に面した急崖であり、他の3方は深い堀跡が巡っており独立した曲輪であり、防御性は極めて高い。周囲の平場群は曲輪を囲う堀が明確ではないものの、「寺ノ沢」・「上門前」・「下門前」・「セツバヤシキ」等の地名が伝承しており、寺院跡や侍屋敷跡であったと言われる。

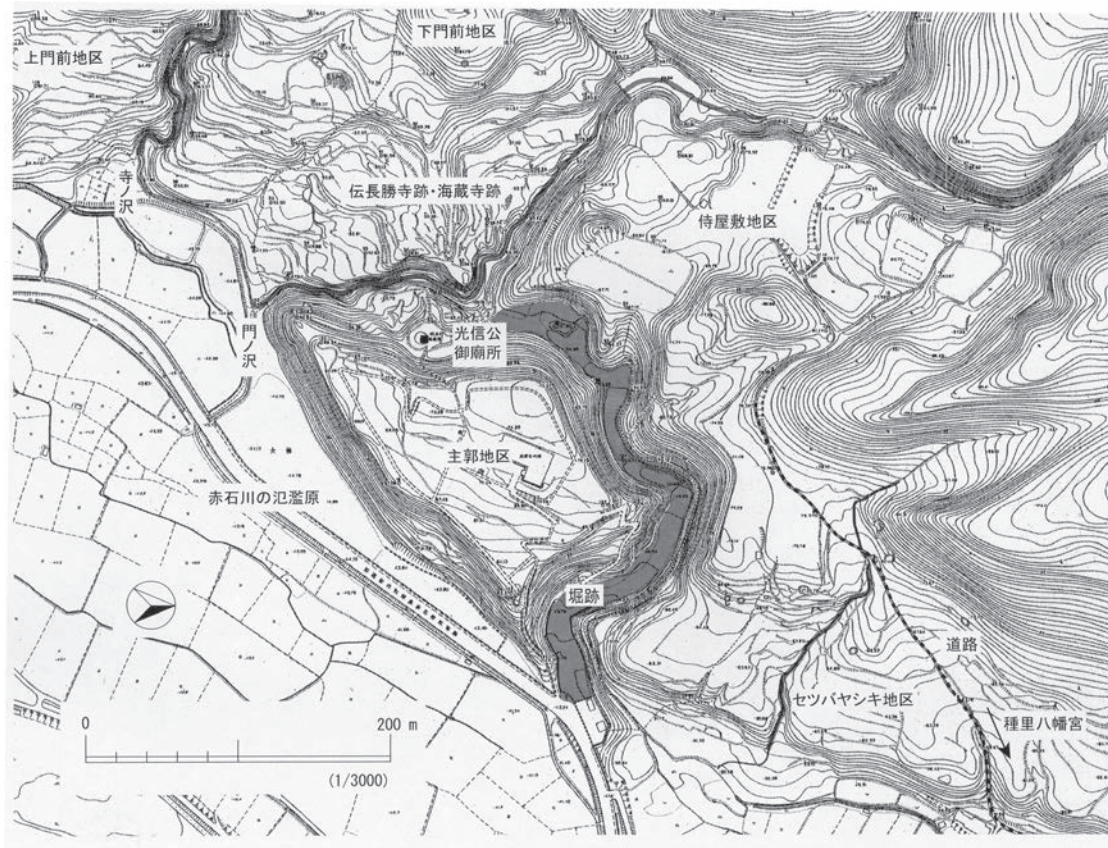


図3 種里城(『津軽西海岸の城館遺跡』 2007)

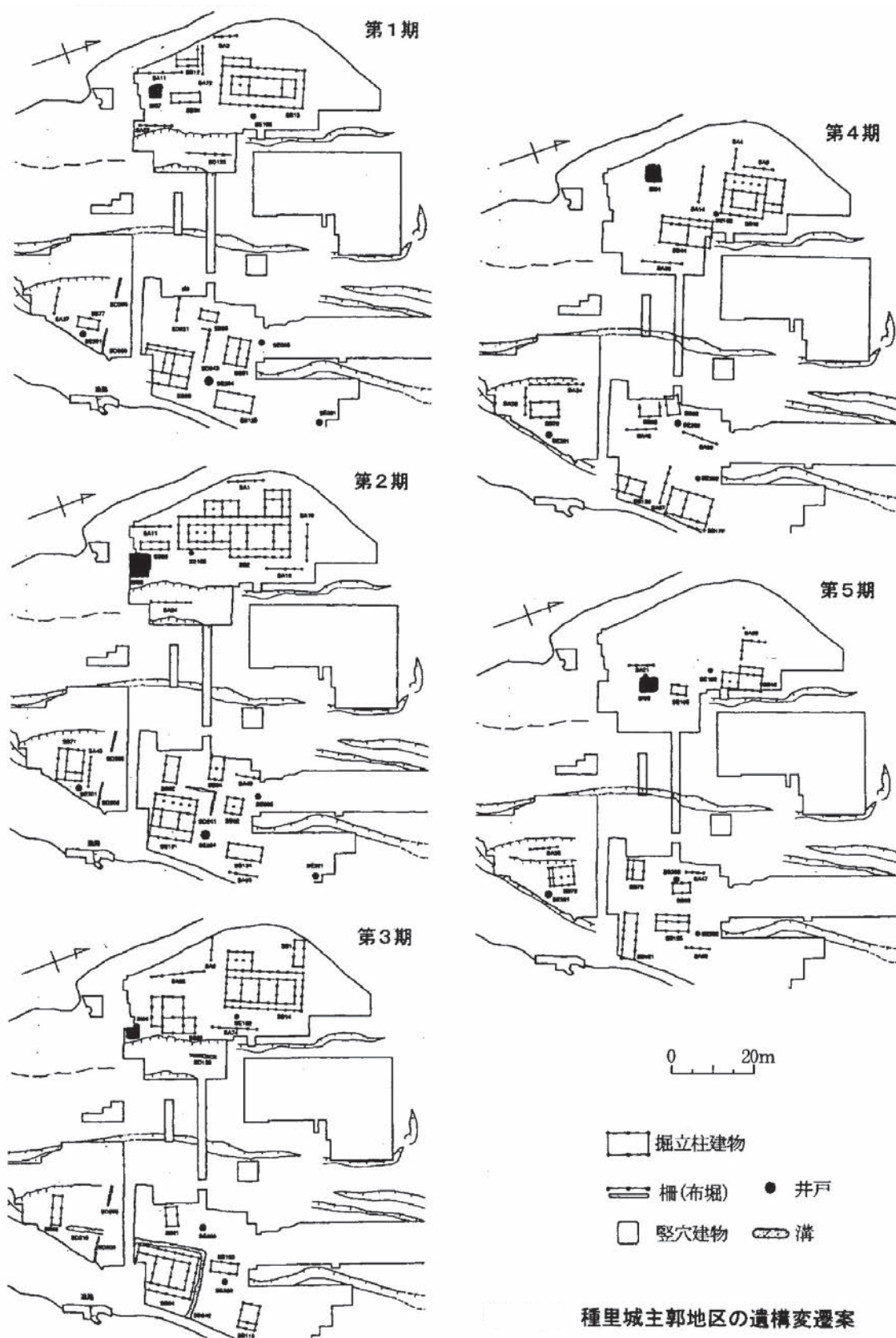


図4 主郭地区の遺構変遷案 (中田 2003)

【検出遺構】 発掘調査は主郭において公園整備事業に伴い昭和 63 年(1988)から鱈ヶ沢町教育委員会により実施された。また、周辺の平場群においても小規模な発掘調査が実施された。これにより城跡の全体像が把握されている。

主郭において、遺構は掘立柱建物跡、塀跡、竪穴建物跡、井戸跡、溝跡、カマド状遺構等が検出されている。遺構の変遷は大きく 5 期にわけて整理されている。主郭は平坦ではなく、いくつかの段差を設けて平場を形成している。最上段の平場からは 3 回に渡り建て替えがされている大型の掘立柱建物跡が検出された。第 2 期には桁行が 13 間、柱間寸法も整っており整然とした建物である。この掘立柱建物跡は 16 世紀前半に相当し、「九間」と呼ばれる格式の高い部屋があり、城主が来客と接見する主殿と想定されている。下段の平場からは小型の掘立柱建物跡が検出されており、日常的な建物が並ぶ空間であった可能性が指摘されている。

【出土遺物】 遺物は陶磁器、金属製品、石製品等が出土している。陶磁器は中国産の青磁の碗・皿・酒会壺・香炉、白磁の皿・小坏・合子、染付の碗・皿・小坏、朝鮮産陶器の皿がある。国産は瀬戸美濃焼の灰釉碗・皿・天目茶碗・茶入・鉄釉有耳壺、珠洲焼の播鉢、瓦質土器の播鉢、唐津焼の碗・皿等がある。主郭地区出土の陶磁器は 15 世紀後半の資料がまとめられ、16 世紀前半にピークを迎え、光信が種里城に入った年代と矛盾しない様相を示している。この後、16 世紀後半～17 世紀初めの唐津焼や志野焼が出土するものの、陶磁器の量は減っていく。

対照的にセツバヤシキ地区では、唐津焼や志野焼の出土が増加している。こうしたことから、大永 6 年に光信が没した後、大浦城に拠点に移った以降も城館機能は残っていたと推定され、種里城の中心地区は主郭地区からセツバヤシキ地区に移動した可能性が考えられている。

金属製品は武具(小札・刀)、建築用具(釘・鋸)がある。石製品は茶臼や砥石がある。

2. 横内城(青森市大字横内字亀井)

【立地】 横内城は青森市中心部から酸ヶ湯に通じる国道 103 号線の旧道沿いの横内地区に所在、横内川と合子沢川に挟まれた丘陵の先端、標高約 20 m に立地している。北東と東側は横内川と比高差約 8 m の急崖となっている。現在、城跡には真言宗朝日山常福院が建っている。その他は宅地や畑地となっている。

【歴史的環境】 横内城は三戸南部氏一族の堤氏が居城とした城である。堤氏については不明な点が多いが津軽家が記録した『前代歴譜』には、「七年戊午(中略)此年、南部馬頭政康之弟達磨弾正左衛門源康時、津軽外濱堤ノ浦へ来ル後、横内ニ築テ居之」とある。また、盛岡南部家の系譜『御系譜』には、南部信時四男光康に「堤弾正左衛門、始達戸又田子康時トモ 領知奥州津軽郡堤浦、津軽郡代、居堤浦」と記している。津

軽、南部両家の記録からは、南部光康（津軽側では康時）が明応7年（1498）に「津軽郡代」として田子（田子町）から堤浦（青森市堤町付近）に入り、堤氏を名乗ったことが推測できる。その後、年代は不明であるが、横内城を築いたことがうかがえる。

堤氏については、代々弾正を名乗ったと伝わり、永禄年間（1558～1569）には堤孫六が南部桜庭合戦に出陣、討死した記録がある。

また、津軽家の記録には、横内城が天正13年（1585）の大浦（津軽）為信による油川城攻めの際に、周辺の諸城と共に開城したことが記録されている。

一方、天正17年（1589）6月6日付に比定されている三戸南部氏の重臣南慶儀から八戸政栄宛の書状に「左候はんには横内可有如何候哉」とある。このことから、横内城は依然として南部氏勢力下であり、外浜支配の拠点であったことがうかがえる。津軽家側の天正13年の開城は、豊臣秀吉の「惣無事令」発令前に津軽家が外浜を含めた津軽支配を終えていたことを示す必要があったため創作されたものと考えられる。

天正18年（1590）に外浜を含めた津軽地方は豊臣秀吉から大浦為信に安堵され、南部氏は横内城から撤退した。その後、大浦為信は南部氏への押えと外浜支配として「横内城番十人衆」を配置したという。

【縄張】 城跡は現況で北西部に中土塁を持つ二重堀、西から南にかけて空堀が巡っている。北西の堀幅が中土塁を含めて、約30m、その他の堀でも幅は約10～15mあり、大規模なものであることがわかる。残念ながら土地の改変により、これ以上の往時の姿を見るこ



図5 横内城の現況図(筆者作成)

とは困難である。

『新青森市史』に掲載されている古図（小友淑雄『津軽封内城趾考』所収「横内城古図」）によれば、北西部の土塁が明確に描かれている他、「南北九五間、東西四〇～六〇間」の規模で曲輪が示されており、南北約 171 m、東西約 72 ～ 108 m の長さである。

曲輪内部には、堀跡と思われる痕跡が描かれており、堀を挟んで2つの曲輪が南北に配置されていたと思われる。図中に「此所一段高シ三十八間」と記されている曲輪が主曲輪と想定され、一段高い部分に城主が居住していたと思われる。この図には、2つの曲輪以外に西側にも曲輪が存在するように描かれているが宅地化に伴い不明である。

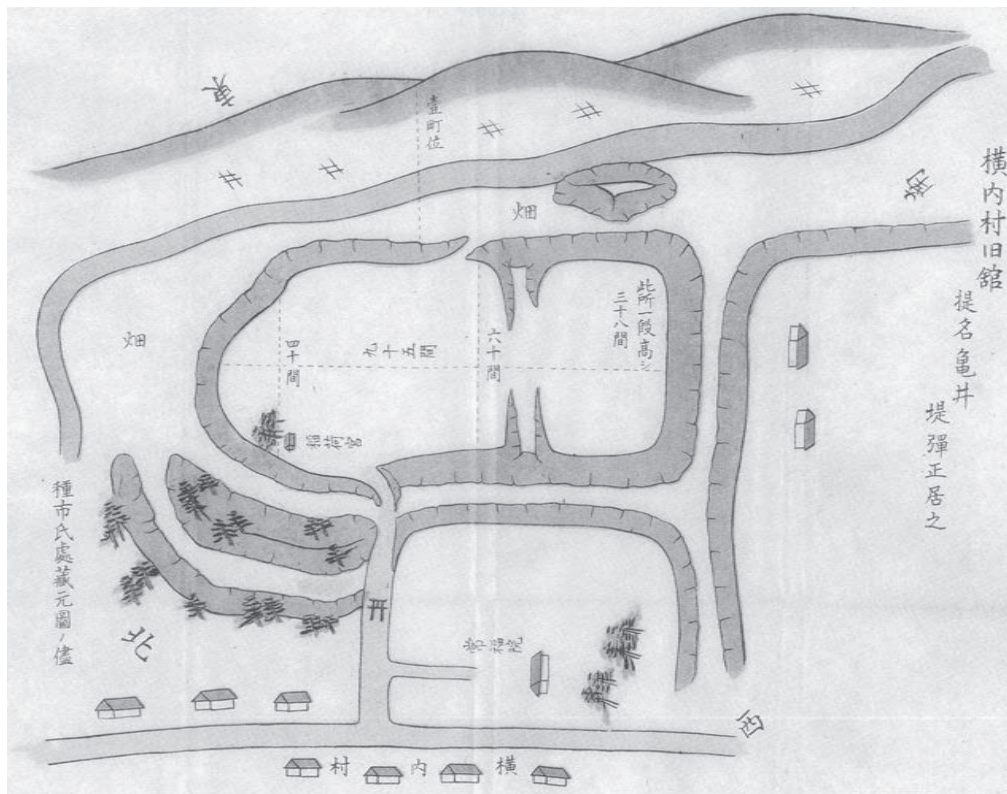


図6 横内城古図（青森市 2005）

【検出遺構】 発掘調査は寺院建設に伴い昭和61年(1986)に青森市教育委員会により実施されている。遺構は竪穴建物跡、柱穴、土坑、溝跡等が検出されている。

【出土遺物】 遺物は青磁雷文帯碗・同稜花皿、白磁皿、染付玉取獅子文皿、瀬戸美濃焼の灰釉皿、越前焼の播鉢等の陶磁器や茶臼、銭貨が出土している。出土遺物から城は15世紀中頃～16世紀代と考えられる。

【城下町】 『新青森市史』によると、城跡沿いに北から南に通じている道路と短冊型地割に似た地割のあり方から、小規模ではあるが、城跡の南側と西側に町場があった可能性が指摘されている。



図7 横内城の城域 (青森市 2005)

3. 大光寺城 (平川市 (旧平賀町) 大字大光寺字三村井)

【立地】 大光寺城は津軽平野南部を流れる平川の分流である六羽川右岸に位置し、平地の微高地に立地している。標高は39m前後である。現況は宅地化が進み、県道が横断しており、城跡の姿をほとんど見ることは困難である。中世において大光寺城が位置する平賀郡は津軽地方の中でも早い時期に開けた場所であり、鹿角・比内から津軽に入る玄関口として交通の要衝であった。

【歴史的環境】 「大光寺」の名前が文献史料に初めて登場するのは元弘4年(1334)正月10日付「沙弥道為軍忠状案」『南部家文書』である。「津軽平賀郡大光寺楯郷合戦」と大光寺に「楯」があったことを記録しているが堀や土塁といった遺構の規模や構造は不明である。

大光寺城の名は、168年後の文亀2年(1502)に三戸南部氏が大光寺城主安倍(安東)教季を没落させた記録に現れる。しかし、三戸南部氏の大光寺城攻略は、これより31年後の天文2年(1533)に葛西頼清の居城大光寺城を南部安信の弟高信が攻めた合戦であると伝える記録もある。これらの記録は近世に編纂されたため、三戸南部氏が大光寺城を攻略した時期や城主については説が分かれるところである。だが、天文2年頃には、大光寺城は三戸南部氏の支配下に置かれたと推測される。大光寺城の城主として『系胤譜考』や『参

考諸家系図』によると、堤浦に入り、横内城を築城した南部光康の子孫、南部経行や南部影行と伝わる。天文 15 年 (1546) 頃に浪岡(北畠)氏が編さんしたとされる『津軽郡中名字』には「平賀郡二千八百町ハ大光寺南部遠州源政行ト申也」と記されており、大光寺城は南部氏の支配下にあったことがわかる。この後、滝本重行が城代として大光寺城に入ったという。天正 2 年 (1574) ～ 4 年 (1576) 頃に大光寺城は大浦為信による二度の攻めを受け、滝本重行は南部に退去したと伝わる。

庄内尾浦城（山形県鶴岡市）の大宝寺義氏書状（年未詳 3 月 16 日付）に「(略)大光寺之城際迄被押詰之由 (略)」と大光寺城を攻撃している状況が記されている。大宝寺義氏は天正 11 年 (1583) に自刃しているので、この書状は二度の攻めのどちらかを伝えるものと考えられる。

津軽家の記録では、大浦氏に攻略された大光寺城であるが、南部家の記録には天正 9 年 (1581) に南部信直の弟政信が浪岡城に入城した際に、大光寺城主大光寺左衛門光愛を入城させ、大浦為信と共に政信の補佐をさせたと伝わり両家の記録には相違がみられる。

天正 18 年 (1590) に津軽の支配を安堵された大浦為信は、慶長 4 年 (1599) に娘婿の左馬之助建広を大光寺城に置いたが、慶長 14 年 (1609) の弘前藩主の跡目騒動で建広は追放された。慶長 15 年 (1610) の弘前城築城に伴い、大光寺城は取り壊され廃城になった。同年の『津軽編覧日記』には、大光寺城は領内にあった他の城館と共に破却され、部材は弘前城築城の構築材に転用されたと記述されている。弘前城北門（亀甲門）には大光寺城の大手門を移築したという伝承があるが、記録から考えると部材が転用されているものと推測される。

【縄張】 曲輪配置については北・主・南曲輪の 3 つの曲輪が、ほぼ南北に並び、主曲輪の東側に東曲輪が配置され、4 つの曲輪から構成されていたとされる。地籍図を見ると城跡を囲む地割と曲輪を区画する地割を確認することができ、堀跡と思われる。東曲輪とされる部分も区画されているのが確認できる。

【検出遺構】 発掘調査は公民館建設や県道建設に伴い旧平賀町教育委員会により昭和 63 年 (1988) から平成 12 年 (2000) にわたり北曲輪を中心に主・南曲輪で実施され、発掘調査面積は 7,165 m² である。遺構は竪穴建物跡、掘立柱建物跡、堀跡、土橋跡、鍛冶炉跡、井戸跡等が検出されている。

竪穴建物跡は北曲輪からの検出が多い。掘立柱建物跡は調査面積の広さによるが北曲輪から多く検出されている。また、主曲輪から大規模な盛土や整地が実施されている痕跡が確認されており、今後、大規模な掘立柱建物跡が検出される可能性がある。

堀跡は曲輪内から検出した堀跡と曲輪を区画する堀跡が確認されている。出土遺物から曲輪内から検出した堀跡は 13 ～ 14 世紀、曲輪を区画する堀跡は 15 世紀後半～ 17 世紀初頭に機能したことが確認されている。この結果から前者は「大光寺楯」の遺構と考えられ、



図8 大光寺城の地籍図 (明治21年地籍図より筆者作成)

後者は南部氏の支配下に置かれた時期に築かれ、修復等を行いながら続いたと想定される。現在、理解されている曲輪配置と堀跡は南部氏時代から廃城に至るまでのものと理解することができ、発掘調査の成果から南北朝期の「大光寺楯」と重複していた可能性が高いと考えられる。平成8年(1996)に検出した外堀跡は、断面形が逆台形状を呈し、幅約15 m、深さ約2 mと大規模である。この外堀跡からは土橋跡やしがらみ状遺構が確認されている。

土橋跡の両側には土留めの杭が見られた。また、土橋の東端部からは一对の門柱が検出された。しがらみ状遺構は土橋と対応するようにあり、遺構の上部には樋が設置されていたことから水量を調節する役割があったと思われ、堀は水堀であったと考えられる。

鍛冶炉は北曲輪から多く検出され、周辺からは鉄滓、鉄鋌状鉄製品、埴塼、羽口が出土している。井戸跡は井戸枠を有するものと素掘りのものがある。

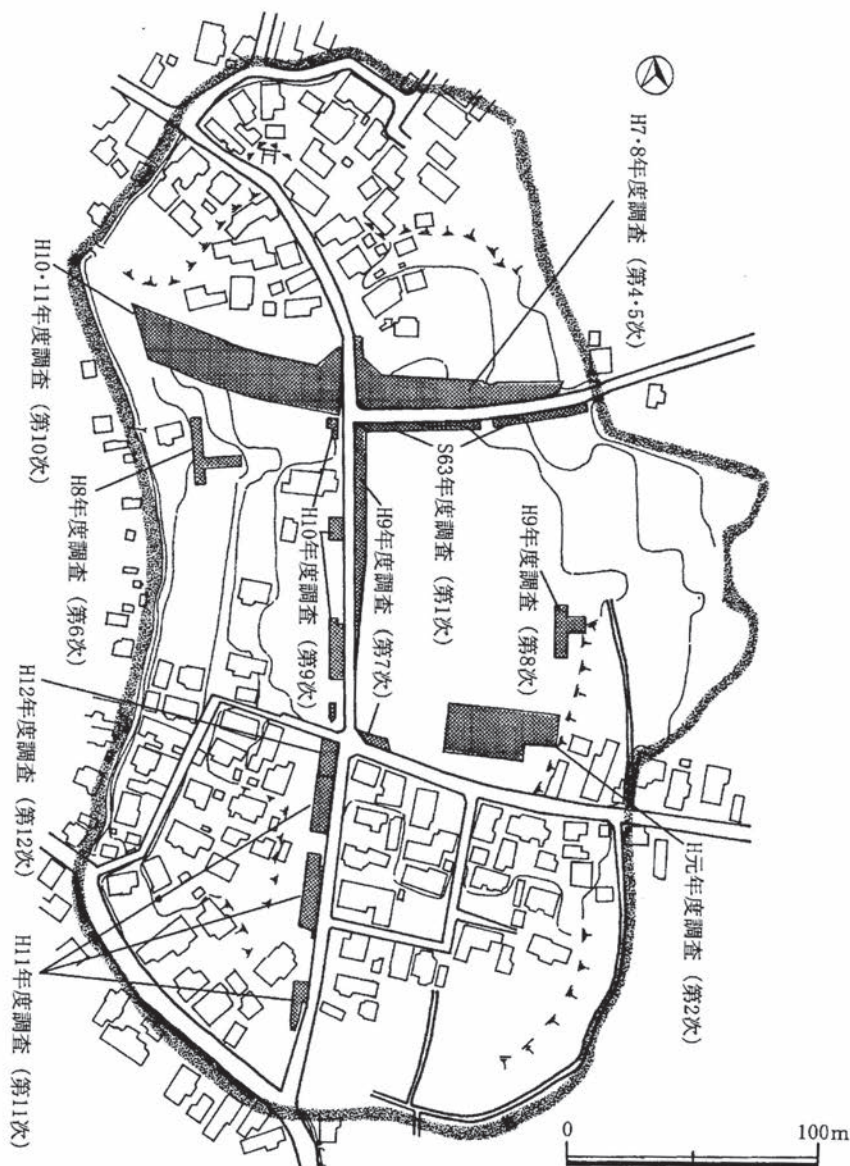


図9 大光寺城の調査地点 (渡部 2003)

【出土遺物】 遺物は陶磁器、金属製品、鍛冶関連遺物、木製品、石製品、人骨、獣骨等が出土している。陶磁器は約 6,000 点、年代は 12 世紀～ 17 世紀初頭まで連続して出土している。最も古い資料は 12 世紀後葉～ 13 世紀代のかわれけ（手づくね・ロクロ成形の皿）である。その他 13 世紀の白磁口禿皿、13～14 世紀の白磁碗が出土している。最も出土量が多いのは 15～16 世紀代である。中国産は青磁の碗・皿・小坏・香炉、白磁の碗・皿・小坏、染付の碗・皿、褐釉の壺、朝鮮産の碗がある。国産は瀬戸美濃焼の碗・天目茶碗・皿・小皿・香炉・壺・瓶子、珠洲焼の播鉢、越前焼の播鉢、信楽焼の壺、瓦質土器は風炉、茶入などがある。金属製品は武具（刀・鎌・火縄鋏・小札など）、建築用具（釘・鋸・鑿・鋸・鉋）、日常用具（小刀・火打金・苧引金・鎌）、化粧具（鏡・笄・毛抜き・鋏）がある。鍛冶関連遺物は鉄滓、鉄鋌状鉄製品、坩堝、羽口が出土している。木製品では化粧具の櫛、宗教具（卒塔婆・柿經、碑伝など）がある。石製品は茶臼、硯がみられる。人骨は刀創が残る頭蓋が出土している。獣骨は馬・牛・犬の骨が出土している。多様な遺物からは、曲輪内には武士と共に工人集団の居住を示しているものと考えられる。その他、アイヌ文化の関連遺物（ガラス玉）が出土しており、城内に本州アイヌの居住が考えられる。

【城下町】 大光寺城周辺の地籍図には城跡西側の「一滝本」に短冊型地割が確認できる。『津軽郡中名字』には平賀郡内の地名として「瀧本」とあり、地籍図の「一滝本」周辺に対応しているものと思われる。また、「滝本」は城代滝本重行の名字と一致しており、大光寺城と密接な関係にあった人々が居住して町屋を形成していた可能性がある。また、城跡南側の「北柳田」にも短冊型地割が見られ、町屋があった可能性がある。

4. 境関館（弘前市大字境関字富岳）

【立地】 境関館は津軽平野の南側を流れる平川左岸の自然堤防上、標高は約 23～25 m に立地している。平川は遺跡の北側約 6 km で岩木川に合流し、岩木川は十三湖を経て日本海に達する。

【歴史的環境】 館跡に関する文献史料や伝承も無いため、館主等は不明である。

【縄張】 3 つの曲輪からなり中央部のⅡ郭が主曲輪と考えられている。

【検出遺構】 発掘調査は河川改修に伴い青森県教育委員会により昭和 59 年（1984）・昭和 60 年（1985）にⅡ・Ⅲ郭の一部で実施され、発掘調査面積は 9,300 m² である。遺構は掘立柱建物跡、塀跡、竪穴建物跡、井戸跡、堀跡、溝跡、カマド状遺構が検出されている。佐々木浩一氏らにより遺構の変遷は 12 期が想定され、ほとんどの時期において小規模な建物跡で構成されるが、9 期のみにおいてⅡ郭に大型の掘立柱建物跡が配置されることが指摘されている（八戸市博物館 1999）。

【出土遺物】 遺物は陶磁器・金属製品、鍛冶関連遺物、木製品、石製品、馬骨等が出土している。陶磁器は 12～16 世紀前半まで出土しており、15 世紀代の出土量が多い。中国

産は青磁の碗・皿・小坏、香炉、白磁の碗・皿・小坏、染付の碗・皿、褐釉の壺、朝鮮産陶器は三島手の碗か鉢・刷毛目茶碗である。国産は瀬戸美濃焼の碗・天目茶碗・皿・小皿・香炉・壺・瓶子・仏花瓶、珠洲焼の擂鉢、越前焼の擂鉢、信楽焼の壺、瓦質土器は風炉などがある。金属製品は武具（鉄鏃・小札）、建築用具（釘・鋸・手斧・鋸・鉋）、日常用具（小刀・苧引金・鎌）がある。鍛冶関連遺物は鉄滓、坩堝が出土している。木製品では曲物、漆器、椀、箸などがある。石製品は茶臼、硯、温石がみられる。獣骨は馬の骨と歯が出土している。

図9 境関館の調査地点（青森県教育委員会 1987 を一部改変）

図10 境関館遺構変遷図 (八戸市博物館 1999)

5. 浪岡城（青森市浪岡大字浪岡字五所他）

【立地】 浪岡城は浪岡川の段丘上に立地している。標高は36～40 mである。津軽平野から外浜にいたる大豆坂通りの街道筋に存在しており交通の要衝に位置する。

【歴史的環境】 城主の浪岡（北畠）氏は北畠顕家の子孫と伝わり、15世紀中頃には南部氏の庇護により浪岡城を築城したと考えられている。支配した範囲は田舎郡と山辺郡とされている。京都の公家である山科言継が記した『言継卿記』や『歴代土代』には「具永・具統・具運」3代にわたる官位昇進について記載されている。浪岡（北畠）3代にある「具」の文字は同じく伊勢北畠氏にも共通しており、両氏の間では連絡をとっていたと想像され、官位昇進は伊勢北畠氏の助力によるものと考えられる。津軽地方で公家の血を引く名門であったため浪岡城は「浪岡御所」と称されて、城跡の小字「五所」にその名残をみることができる。

浪岡（北畠）氏は16世紀前半に最盛期を迎えたとみられ、永禄5年（1562）に発生した城主具運が叔父具信に殺害された「川原御所の乱」を契機に浪岡氏の凋落が始まる。津軽家の記録によると、天正6年（1578）に大浦為信の攻撃を受けて落城。城主の浪岡（北畠）顕村は自刃したと伝わる。一方、南部家の記録には、天正9年（1581）に南部信直の弟政信が浪岡城に入城。天正16年（1588）に南部政信が没し、檜山義実と南長勝を派遣。天正18年（1590）3月頃に大浦為信の攻撃により、浪岡城は落城、檜山、南の両氏は三戸に退去したと伝わる。落城年については、津軽・南部氏の記録には相違がみられる。昭和15年（1940）2月10日青森県初の国史跡に指定されている。

【縄張】 東側から新館・東館・猿楽館・北館・内館・西館・検校館・無名の館の8つの平場からなり、幅20 m前後の堀跡で区画している。

【検出遺構】 発掘調査は旧浪岡町教育委員会により昭和52年（1977）から東館・北館・内館とその間の堀跡でおこなわれている。



図11 浪岡城全体図（工藤 2017）

北館では東西に走る区画道路の南北に屋敷割りがみられる。屋敷の中心となる掘立柱建物跡は竪穴建物跡と井戸跡とセット関係を有している。

内館は屋敷割りが明確ではないが、礎盤石建物跡が検出されている。この建物跡には3×3間の「九間」と言われる部屋が存在し、政務や接客の部屋として使用されていた可能性が高い。このことから内館が主曲輪と考えられている。この他に、北館・内館からは枳形虎口、掘立柱建物跡、竪穴建物跡、井戸跡、堀跡が検出されている。

【出土遺物】 遺物は陶磁器、金属製品、鍛冶関連遺物、木製品、石製品が出土している。陶磁器は12世紀後半～16世紀末まで連続して出土している。最も古い資料は、12世紀後半の白磁四耳壺・碗、常滑広口壺等である。また、13～14世紀の青磁碗、白磁碗、瀬戸産瓶子、珠洲焼が出土している。出土量が多いのは15～16世紀代である。中国産は青磁の碗・皿・盤・香炉・酒会壺、白磁の皿・坏、染付の皿・小坏・壺・水滴・盤、鉄釉壺がある。朝鮮産は碗・皿である。国産は瀬戸美濃焼の碗・皿・小皿・香炉・壺・瓶子・鉢・水滴、珠洲焼の播鉢・甕、越前焼の播鉢、信楽焼の壺、瓦質土器は風炉、香炉などがある。金属製品は武具（刀・鏃・火縄銃・小札など）、建築用具（釘・鋸・鑿・鋸・鉋）、日用用具（小刀・苧引金・鎌など）、化粧具（鏡・笄・毛抜き・鋏）がある。鍛冶関連遺物は鉄滓、鉄鋌状鉄製品、埴塼、羽口が出土している。木製品は折敷・膳、櫛、塔婆・柿経、下駄などがある。石製品は茶臼、硯などがみられる。

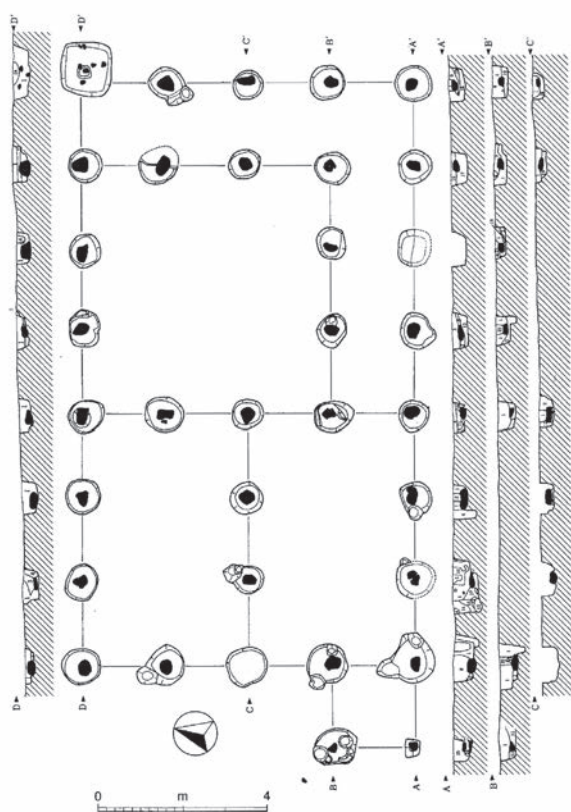


図12 礎盤石柱建物実測図（浪岡町 2002）

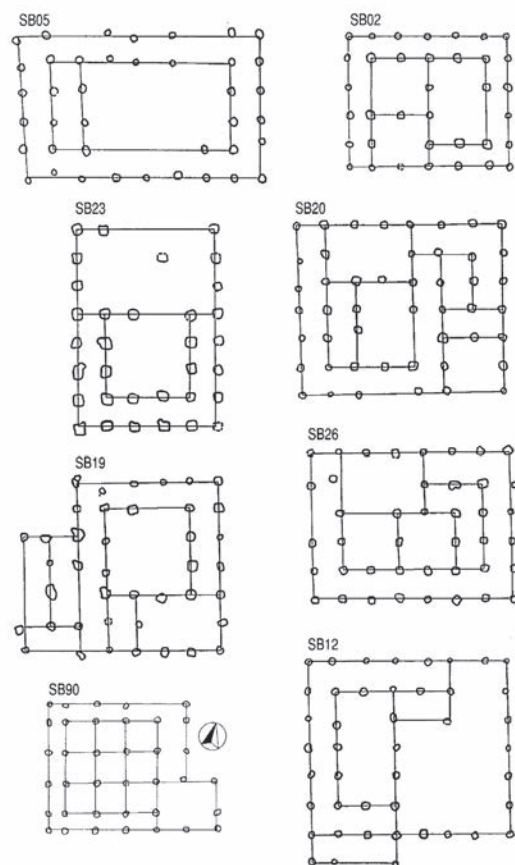


図13 主な掘立柱建物の柱穴配置（浪岡町 2002）

【城下町】 天和4年(1684)に作成された「天和の絵図」に描かれている「九日町村」・「川原町村」・「四日町村」や地名を参考にして城下町が存在した可能性が高いことを指摘している(工藤 2002、浪岡町 2004)。



図14 天和の絵図からの城下想定図(浪岡町 2004)

おわりに

種里城、横内城、大光寺城、浪岡城は浜や郡の拠点城館、境関館は立地や遺構から地域の拠点である可能性は低く川湊とみられている。縄張、掘立柱建物跡、遺物、城下についてまとめてみたい。

縄張

東北地方北部の城館の縄張については、佐々木浩一氏が曲輪数と並び方から分類を行っている(佐々木 2000)。主曲輪を「扇の要」の位置に配置し、曲輪数が4つ以上あるものは七戸城や一戸城といった南部氏の中核的な城館や浪岡城や浄法寺城にみられる

としている。八木光則氏は大きな曲輪が4曲輪以上から構成される大規模城館で主曲輪を扇の要にして他の3つの曲輪が取り囲むように隣接する配置するものは、根城南部氏とその後援の城館にみられるとしている（八木 2011）。「扇の要」にある曲輪が主曲輪であるという考え方は、浪岡城の発掘調査成果から確認されている。しかし、他の城館では発掘調査が十分に行われていないため不明確である。

また、八木氏は三戸南部氏の縄張は根城南部氏の縄張と異なり、細長い丘陵を堀で分断する形であると指摘している。

掘立柱建物跡

北奥地域の居館の調査成果を集成した中村隼人氏は、L字型の掘立柱建物跡は南部氏一族の居館のみで検出され、主殿に相当すると報告している。また、L字型の掘立柱建物跡が検出されている種里城と境関館にも触れ、種里城は糠部から遠く離れ、津軽に入部した南部光信の意識に南部氏への帰属意識があったこと、境関館の9期（15世紀中頃）にL字型の掘立柱建物跡がみられ、この時期は南部氏に掌握されたことを指摘している（中村 2019）。この後、境関館にL字型の掘立柱建物跡は見られなくなる。未調査部分に存在する可能性もあるが詳細は不明である。

根城南部氏の庇護を受けて築城したとされる浪岡城は縄張において、南部氏的な面がみられる。しかし、建物跡はL字型の掘立柱建物跡は検出されていない。

遺物

大光寺城、境関館においては12世紀代の遺物が出土しているが、全般的に15～16世紀代の出土量が多い。

城下

横内城、大光寺城、浪岡城は絵図や地籍図の検討から城下町の形成をみることができ

る。

発掘調査を中心とした成果は、文献史料に記録されている15世紀後半から三戸南部氏による一族を西浜や外浜への派遣、さらには鼻和郡や平賀郡といった津軽内陸部への進出とほぼ対応している状況である。

津軽の南部氏一族の城館については、よくわからない部分が多い。発掘調査成果等の検討をさらに行うことにより明らかになると思われる。

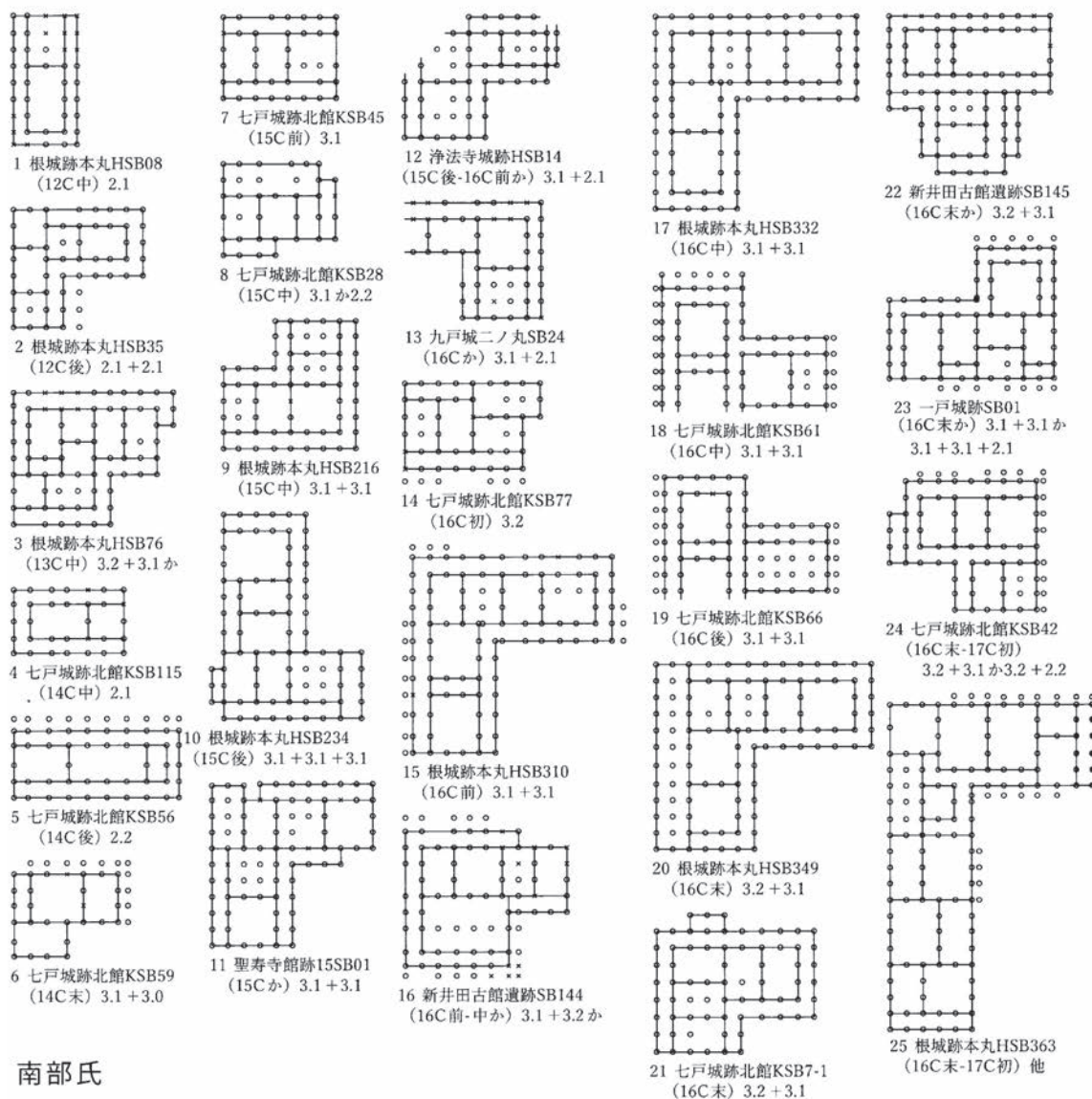


図15 糠部郡で検出された大型建物模式図（中村 2019）

参考文献

- 青森県 2008 『青森県史 資料編 考古4 中世・近世』
- 青森県 2018 『青森県史 通史編1 原始 古代 中世』
- 青森県教育委員会 1987 『境関館遺跡』青森県埋蔵文化財調査報告書102集
- 青森市 2005 『新青森市史 資料編2 古代・中世』
- 青森市 2011 『新青森県史 通史編第1巻 原始・古代・中世』
- 七戸町教育委員会 2003 『中世糠部の世界と南部氏』高志書院
- 八戸市 2014 『新編八戸市史 中世資料編 編年資料』
- 八戸市 2015 『新編八戸市史 通史編I 原始・古代・中世』
- 八戸市博物館 1999 「青森県中世遺跡の遺構変遷試案－小沢館、境関館、野脇遺跡、中崎館－」
『八戸市博物館研究紀要』第14号
- 鯨ヶ沢町・深浦町城館遺跡調査会 2007 『津軽西海岸の城館遺跡』
- 浪岡町 2004 『浪岡町史第2巻』
- 工藤 清泰 2003 「浪岡地域における古代・中世の歴史景観」『遺跡と景観』東北中世考古学会叢書3 高志書院
- 工藤 清泰 2017 「浪岡城」『東北の名城を歩く 北東北編 青森・岩手・秋田』吉川弘文館
- 齋藤 正 2003 「中世・大光寺城跡の歴史景観 2 中世・大光寺城域の歴史景観」『遺跡と景観』東北中世考古学会叢書3 高志書院
- 齋藤 正 2021 「津軽の南部系城館」『戦国大名南部氏の一族と城館』戎光祥中世織豊期論叢第3巻 戎光祥出版
- 佐々木 浩一 2002 「扇の要－東北地方北部における中世城館の曲輪配置－」『－市川金丸先生古希記念献呈論文集－海と考古学とロマン』市川金丸先生古希を祝う会
- 八木 光則 2011 「中世南部氏の城館系譜」『岩手史学研究』92号
- 中田 書矢 2003 「津軽西浜の歴史景観」『遺跡と景観』東北中世考古学会叢書3 高志書院
- 中村 隼人 2019 「根城の建築文化から考える中世北奥社会」『根城・再考 ～更新される根城像～』資料集
- 渡部 学 2003 「中世・大光寺城跡の歴史景観 1 大光寺新城の景観復元」『遺跡と景観』東北中世考古学会叢書3 高志書院

パネルディスカッション

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

根城跡史跡指定80年記念シンポジウム

「根城・再考Ⅱ～戦国大名と国衆の城～」資料集

発行日：令和3年11月28日

発行：八戸市博物館

〒039-1166 青森県八戸市根城字東構35-1

印刷：八戸印刷工業株式会社

〒031-0814 青森県八戸市大字妙字大開69

